

京都市循環型社会推進基本計画（2021-2030）（案）

〔 京都市一般廃棄物処理基本計画
京都市食品ロス削減推進計画 〕

令和 年 月



目 次

1	計画策定に当たっての基本的な考え方	1
1.1	計画の策定趣旨	1
1.2	計画の位置付け	2
1.3	基本理念	3
1.4	計画期間	3
2	計画策定の背景	4
2.1	循環型社会の構築に向けた国内外の情勢	4
2.2	本市のごみ処理の現状と課題	5
(1)	ごみの区分及び処理フロー（令和元（2019）年度）	5
(2)	ごみ量の推移	7
(3)	ごみの組成（令和元（2019）年度）	8
(4)	前計画の進捗状況（令和元（2019）年度）	9
(5)	ごみ処理を取り巻く本市の社会経済動向	11
(6)	ごみ減量を促進しなかった場合のごみの発生量の将来見通し	13
3	2030年度までの重点施策及び目標	14
3.1	3つの基本的な方向性及び12の重点施策	14
(1)	くらしと事業活動における2Rの推進及びリニューアブルへのチャレンジ	15
(2)	質の高い資源循環に向けた分別・リサイクルとエネルギー創出の推進	18
(3)	自然災害の発生や長寿社会の進展等にもしなやかに対応できる強靱な適正処理体制の構築	21
3.2	重点施策の基盤となる方策	23
(1)	2R及び分別回収・リサイクル体制の強化・多様化	23
(2)	条例改正の検討	23
(3)	地域循環共生圏の形成を目指した取組	23
3.3	数値目標	25
(1)	ごみ量に関する目標	26
(2)	2Rに関する目標	28
(3)	リニューアブルに関する目標	29
(4)	分別・リサイクル（エネルギー創出を含む）及び適正処理に係る指標	30
(5)	脱炭素に関する目標	31
4	ごみ処理施設の整備・運営	32
4.1	基本的な考え方	32
4.2	本市のごみ処理施設におけるごみの処理	32
4.3	ごみ処理施設の整備・運営計画	32
(1)	クリーンセンター（焼却施設）の3工場体制を維持	32
(2)	東部山間埋立処分地の延命	32
(3)	施設整備計画	33

5	食品ロス削減推進計画	34
5.1	背景	34
	(1) 食品ロス削減推進計画とは	34
	(2) 本市の特性	34
5.2	食品ロスの排出状況	35
	(1) 食品ロス排出量	35
	(2) 家庭（燃やすごみ）から排出される食品ロスの内訳	35
	(3) 事業所等（業者収集ごみ）から排出される食品ロスの内訳	36
5.3	食品ロスの主な発生要因	36
	(1) 家庭で発生する食品ロス	36
	(2) 事業所等で発生する食品ロス	37
5.4	食品ロス削減の推進体制	38
5.5	推進する施策	38
	(1) 教育及び学習の振興，普及啓発等	39
	(2) 食品関連事業者等の取組に対する支援	41
	(3) 表彰	43
	(4) 実態調査及び調査・研究の推進	43
	(5) 情報の収集及び提供	44
	(6) 未利用食品を提供するための活動の支援等	45
	(7) 生ごみ等の有効利用の推進	45
5.6	目標【再掲】	47
6	計画の推進	48

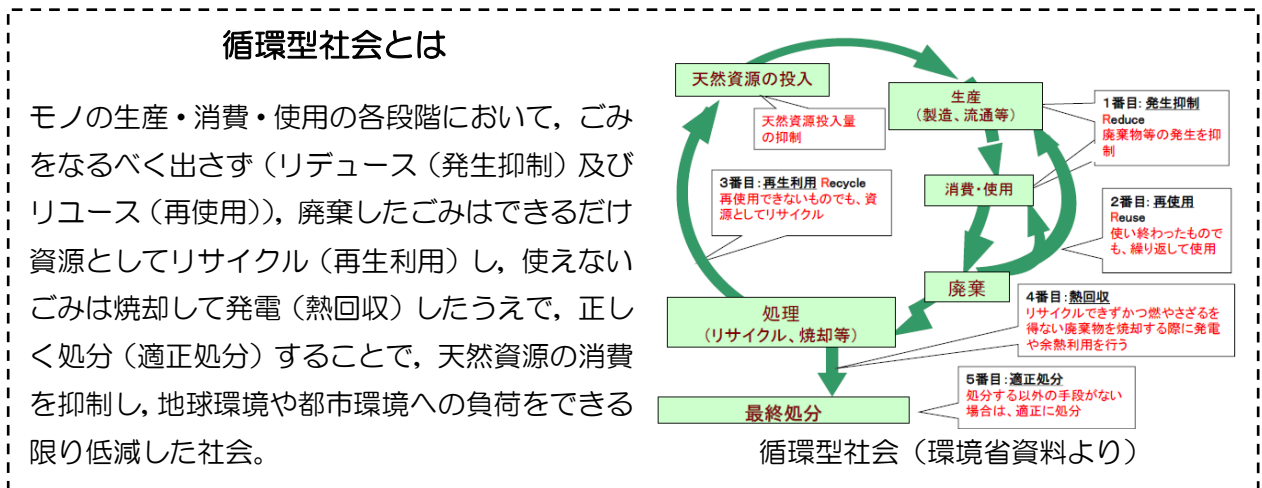
1 計画策定に当たっての基本的な考え方

1.1 計画の策定趣旨

本市ではこれまでから、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される「循環型社会」の構築を目指し、「京都市循環型社会推進基本計画」を策定して「ピーク時からのごみ半減」を合言葉にごみ減量を中心とした関連施策を推進してきました。

一方、「循環型社会」の構築に向けた国内外の情勢や本市の社会経済は大きく変化しており、資源循環を前提としたくらしや経済活動への転換によるSDGsの達成、脱炭素社会の実現、大規模自然災害の発生や人口減少・長寿社会の進展等にしなやかに対応できるレジリエント・シティの実現など、「持続可能な」社会づくりと調和する多角的な視点が必要とされています。（2 計画策定の背景 参照）

そのため、これらの変化に対応し、ごみ減量施策だけでなく「持続可能な循環型社会」の実現に向けた新たな施策を、総合的かつ計画的に推進していくものとして、「京都市循環型社会推進基本計画（2021-2030）」（以下「本計画」という。）を策定します。

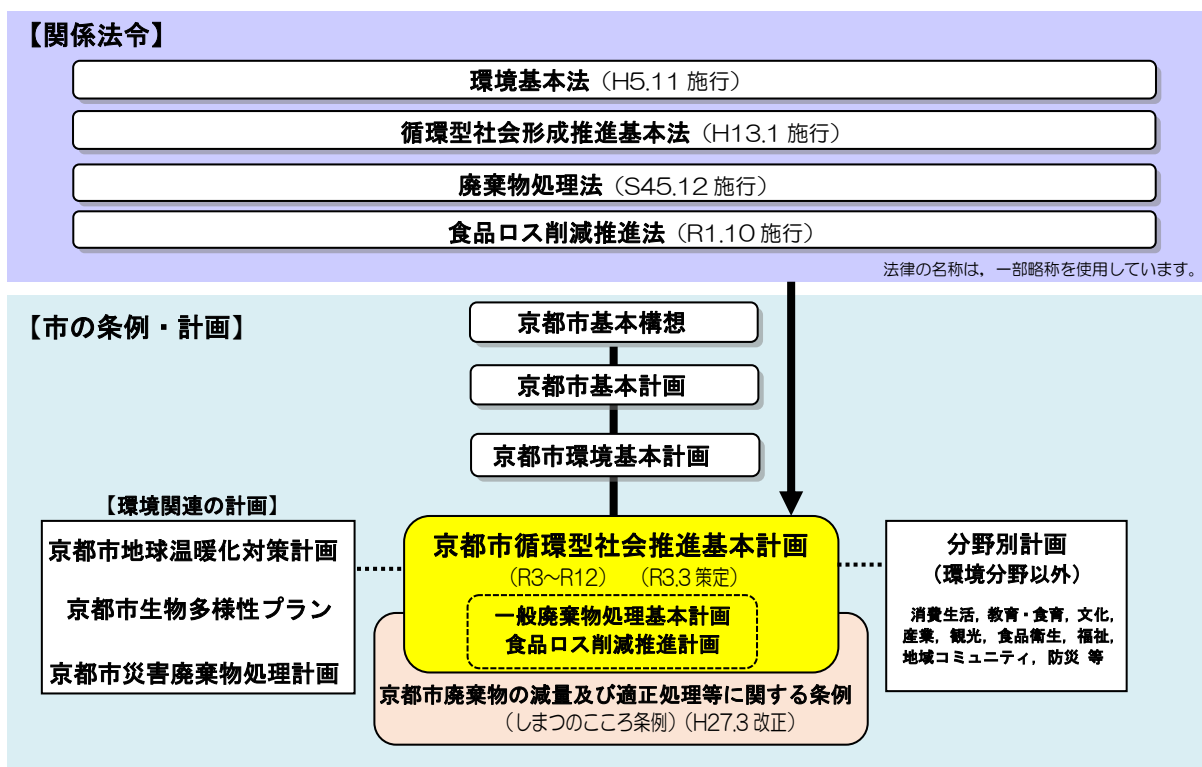


1.2 計画の位置付け

循環型社会の形成のために必要な施策を総合的かつ計画的に推進するための「**循環型社会推進基本計画**」であるとともに、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定されている「**一般廃棄物処理基本計画**」、食品ロス削減の推進に関する法律に規定される「**食品ロス削減推進計画**」(p34 5 参照)として策定します。

なお、本計画は、市政の基本方針である「京都市基本構想」を具体化した「京都市基本計画」の分野別計画である「京都市環境基本計画」の個別計画でもあります。循環型社会の実現だけでなく、SDGs の達成*や脱炭素社会、レジリエント・シティの実現にも貢献するため、環境関連の計画「**京都市地球温暖化対策計画**」、「**京都市生物多様性プラン**」及び「**京都市災害廃棄物処理計画**」(p22 参照)と連関するとともに、環境分野以外の他の計画とも一体的に本市の環境行政及び都市政策を進めていきます。

図1 計画の位置付け



※ 本計画に関連する SDGs の主な目標



1.3 基本理念

本市は、平成 29 (2017) 年 12 月に京都議定書誕生 20 周年を記念する会議を開催し、世界 18 カ国・地域の方々の参加の下、「2050 年の世界の都市のあるべき姿」を提起し、「持続可能な都市文明の構築」を自ら目指すとともに世界の都市にも求めていくことを宣言しています。

持続可能な都市文明の構築を目指す京都宣言（抜粋）

<2050 年の世界の都市のあるべき姿>

- ものを大切にする「もったいない」、「しまつ」の精神などに基づく生活文化の再構築により、市民の価値観やライフスタイルの転換が進んでいる。
- 環境教育・学習の促進により、さまざまな問題を自分自身の問題として捉え、自ら行動し、持続可能社会を構築する「担い手」が育成されている。
- 生命の源であり炭素吸収源でもある自然との共生が実現している。
- 廃棄物に含まれる有用金属等を再資源化する「都市鉱山」の活用などにより、循環型社会が構築されている。
- 脱炭素化に貢献する技術革新と同時に、気候変動による影響への適応策が十分に進んでいる。
- 省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの利用が飛躍的に拡大し、都市によるエネルギー自治が実現している。

この 2050 年の姿は「循環型社会」でもあり、植物等の再生可能な資源を上手に利用し、枯渇する資源は最小限の利用に努め、繰り返しリサイクルするなど、市民・事業者が資源循環を前提としたくらし・事業活動を選択・実践していることが必要です。また、気候変動の影響や長寿社会の進展等の社会的変化にも適応していなければなりません。

このため、本計画では、この 2050 年の世界の都市のあるべき姿をもとに、経済的側面や社会的側面の視野を更に広げ、「モノの生産に必要な最小限の資源が循環利用されるくらしや事業活動の下、地球環境への負荷が持続可能なレベルに抑えられ、自然災害や長寿社会の進展等にもしなやかに対応できる、「持続可能な循環型社会」の実現を目指すことを基本理念とします。

1.4 計画期間

令和 3 (2021) 年度から令和 12 (2030) 年度までの 10 年間とします。ただし、「京都市基本計画」及び「京都市環境基本計画」の終了年が令和 7 (2025) 年度であることを踏まえ、令和 7 (2025) 年度に中間見直しを行います。

2 計画策定の背景

2.1 循環型社会の構築に向けた国内外の情勢

将来世代も含めた全ての人々が健全で豊かに暮らせる「持続可能な社会」の実現に向けた動きが、近年、国内外で加速しており、これに伴い、循環型社会の構築に向けた情勢も大きく変化しています。

国際社会では、平成 27 (2015) 年 9 月に、世界各国が「持続可能な開発目標」(SDGs : Sustainable Development Goals) に合意し、2030 年までに世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させることや海洋ごみなどによる海洋汚染を防止することなどを共通目標とし、取組を進めていくこととしています。また、同年 12 月には、EU 加盟国が、循環経済(資源の循環利用を前提とした持続可能な経済)への転換に向けた具体的な行動指針や目標を設定するとともに、世界各国が「パリ協定」に合意しました。「パリ協定」では、脱炭素社会を目指して世界の平均気温の上昇を工業化以前から 1.5°C 以下に抑えるための努力を追求していくこととしており、本市も「2050 年 CO₂ 排出量正味ゼロ」を目指すことを令和元(2019)年 5 月に宣言し、国もまた令和 2(2020)年 10 月の臨時国会で首相が「2050 年温室効果ガス排出量実質ゼロ」を目指すことを表明しました。

国においては、これら SDGs やパリ協定に加え、少子長寿社会の進展や大規模災害の頻発といった課題なども踏まえ、平成 30(2018)年 6 月に、「第 4 次循環型社会形成推進基本計画」を策定しました。当該計画では、循環型社会形成に向けた中長期的な方向性として、モノが生産され廃棄されるまでの全過程での徹底的な資源循環、多種多様な地域循環共生圏(自然等の資源を地域内・地域間で最大限活用・循環させる社会)の形成、万全な災害廃棄物処理体制の構築、循環分野における基盤整備(技術開発や最新技術の活用等)などの各種取組を、持続可能な社会づくりと統合的に進めていくこととしています。

また、国は、令和元(2019)年に、「プラスチック資源循環戦略」(5 月)を策定したうえで、令和 2(2020)年 7 月にプラスチック製買物袋の有料化を義務化する改正容器包装リサイクル法関連省令を施行し、プラスチックの資源循環の促進に取り組んでいます。

さらに、令和元(2019)年 7 月に、食品リサイクル法に基づく新たな基本方針を策定するとともに、同年 10 月に、「食品ロスの削減の推進に関する法律」を施行し、2030 年までに食品ロスを半減させることを目標として、食品ロス削減に取り組んでいます。

このように、国は、循環型社会形成に向け、環境的側面、経済的側面、社会的側面を統合的に向上させる持続可能な社会づくりの取組を進めています。

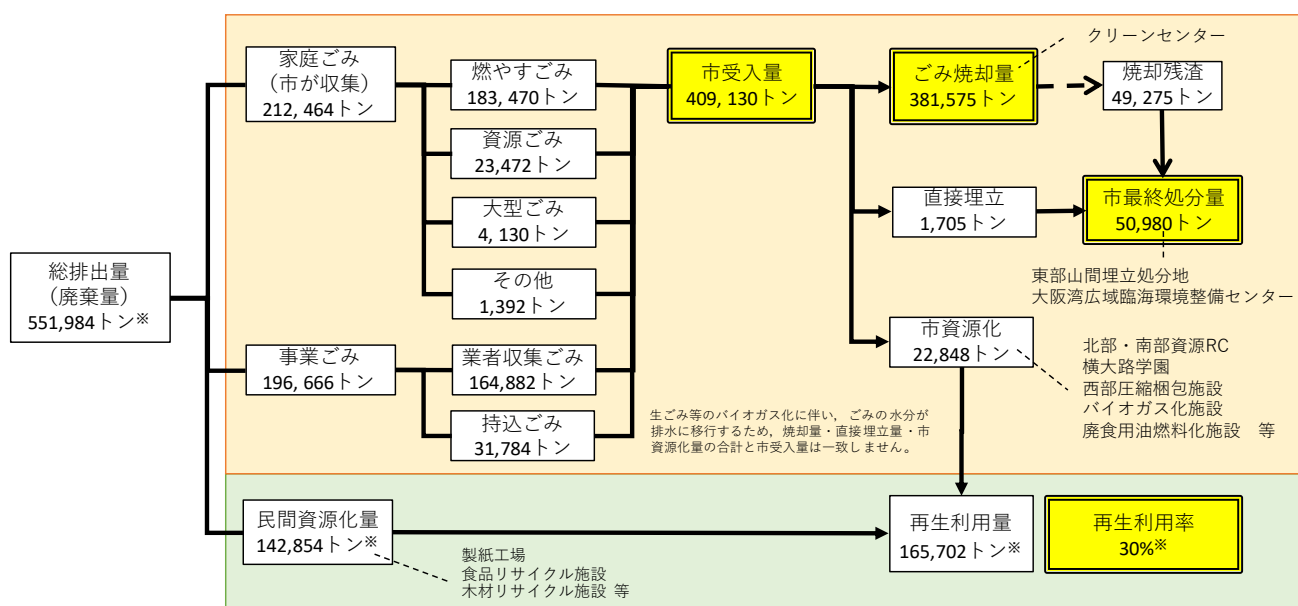
2.2 本市のごみ処理の現状と課題

(1) ごみの区分及び処理フロー（令和元（2019）年度）

家庭や事業所等から排出されたごみは、本市のごみ処理施設が受け入れて処理を行うものと民間のリサイクル施設が受け入れて処理を行うものとの2種類に分かれます。

また、本市が受け入れているごみは、「家庭ごみ」と「事業ごみ」に大別され、「家庭ごみ」は市が収集し、「事業ごみ」は一般廃棄物収集運搬業許可業者が収集又は排出者自らが処理施設に持ち込みます。さらに、品目や収集運搬方法によって、家庭ごみは「燃やすごみ」、「資源ごみ」、「大型ごみ」、「その他」に、事業ごみは「業者収集ごみ」、「持込ごみ」の2つに区分されます。

図2 本市のごみの区分及び処理フロー（令和元（2019）年度）



※令和元年度の民間資源化量は現在集計中であり、平成30年度の値を記載しています。そのため、総排出量及び再生利用量及び再生利用率は、平成30年度の民間資源化量の値を使用し、暫定値として算出しています。今後、令和元年度の民間資源化量を集計でき次第、これらを更新する予定です。

なお、家庭ごみの回収については、缶・びん・ペットボトルやプラスチック製容器包装などを市が定期的に収集する「分別収集」に加え、使用済てんぷら油や小型家電、蛍光灯などを区役所・支所内のエコまちステーションやまち美化事務所等で回収する「拠点回収」、市民の身近な場所（学校、公園等）に出向いて回収する「移動式拠点回収」も実施しています。

こうした回収による本市の資源物の分別品目数は、燃やすごみ（焼却熱を回収）と大型ごみ（鉄分を回収）を含めると26品目であり、政令指定都市で最も多くなっています。

[1] 定期収集（道路上の定点等で回収）：6分別・9品目

①燃やすごみ，②缶・びん・ペットボトル，③プラスチック製容器包装，④雑がみ（紙箱，包装紙など），⑤小型金属・スプレー缶，⑥大型ごみ 等

[2] 拠点回収（区役所・支所内のエコまちステーションやまち美化事務所等で回収）：16品目

①古紙（新聞・ダンボール），②雑がみ（紙箱，包装紙など），③紙パック，④使用済てんぷら油，⑤古着類（古着，古布など），⑥乾電池，⑦ボタン電池，⑧充電式電池（小型二次電池），⑨蛍光管，⑩水銀体温計・水銀血圧計，⑪小型家電，⑫記憶媒体類（CD，ビデオテープなど），⑬インクカートリッジ，⑭リユースびん（一升びん，ビールびん），⑮刃物類（包丁，はさみなど），⑯使い捨てライター

[3] 移動式拠点回収（学校や公園などの市民の皆様の身近な場所に出向いて回収）：18品目

拠点回収の16品目，⑰陶磁器製の食器，⑱せん定枝（木の枝）

また，資源物に加え，有害・危険ごみとして，次の回収も実施しています。

①石油類，②医薬品・農薬，③化学薬品・塗料・ワックス・絵の具，④洗剤

さらに，古紙，雑がみなどの資源化可能な紙ごみや古着などの資源物を地域で集団回収する「コミュニティ回収制度」を実施し，登録団体に助成金を交付するなど，地域の皆様の自主的な分別・リサイクルの取組を支援しています。

[4] コミュニティ回収（地域における集団回収）

古紙（新聞，ダンボール），雑がみ（紙箱，包装紙など），紙パック，古着類（古着，古布），缶類（アルミ缶，スチール缶），びん類（ワンウェイびん），その他（ペットボトル，小型金属類 など）

[5] 事業者による回収

古紙回収業者：古紙（新聞，ダンボール），雑がみ（紙箱，包装紙など）

食品スーパー等：缶類，びん類，ペットボトル，トレー，牛乳パックなど

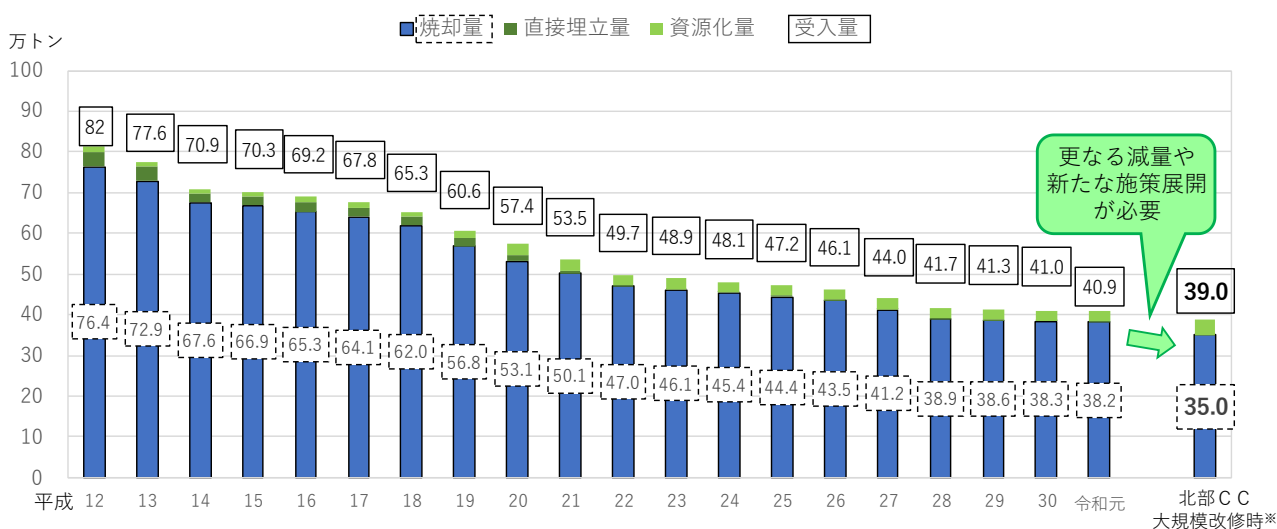
(2) ごみ量の推移

本市のごみ量（市受入量）は平成12（2000）年度に82万トンのピークを迎えた後、家庭ごみ有料指定袋制や事業ごみの手数料改定、また、2R（リデュース、リユース）及び分別・リサイクルの促進の2つを柱とするごみ半減をめざす「しまつのこころ条例」（正式名称：京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例）に基づき、市民・事業者・大学・地域の活動団体等の皆様の御協力、御尽力により、41万トンまで減量が進み、「ごみ半減」を達成しています。また、家庭ごみの市民1人1日当たりのごみ量は396グラム（政令市最少）となっています。これに伴い、ピーク時には5工場あったクリーンセンター（清掃工場）を3工場まで縮小することができ、ごみ処理費用も平成14（2002）年度のピーク時から144億円（39%）削減しました（令和元（2019）年度 224億円）。

一方、既存のクリーンセンターをできるだけ長く使っていくためには、定期的なメンテナンスと、約20年間使用した後に、約2年間にもわたる大規模な改修が必要であり、その際には、2工場体制を基本として市全体のごみを処理しなければなりません。2工場が焼却できるごみ量は年間35万トン、資源化するごみ等も加えた受入量は年間39万トン程度であり（図3参照）、ひとたび大規模災害が起こると、大量の災害廃棄物の発生や工場の一時的な稼働停止が想定されるため、平時からそれらを下回る量まで減量しておくことが重要です。また、本市唯一の最終処分場である東部山間埋立処分地をできるだけ長く活用していくためには、可能な限りごみの減量を図る必要があります。

また、平成29（2017）年度以降、ごみの減量スピードが大幅に鈍化しており、更なる減量のためには、市民・事業者等の皆様との協働のもと、これまでの施策の延長に留まらない、社会・経済と協調した新たな施策の展開が必要です。

図3 本市のごみ量の推移



※ 北部CC（クリーンセンター）大規模改修時（令和8年度頃に実施予定）の実処理能力
 = 東北部CCの処理能力700トン/日＋南部CCの処理能力500トン/日＝1,200トン/日
 1200トン/日×365日×80%（法定点検等による休炉期間を考慮）＝35万トン/年

(3) ごみの組成 (令和元(2019)年度)

家庭ごみ(燃やすごみ)の組成は、生ごみ(厨芥類)、紙類、プラスチック類の割合が高く、これらには依然として、本来食べられるはずの食品ロスやリサイクルできる古紙や雑がみ、プラスチック製容器包装などが多く含まれます(図4参照)。事業ごみ(業者収集ごみ(焼却))についても、家庭ごみと同様です(図5参照)。

また、クリーンセンターへの持込ごみについては、木質ごみが多く、こちらも本来リサイクルできるものが多く含まれます(図6参照)。

2.1のとおり、国内外で、食品ロスの削減やプラスチックの資源循環といった取組の重要性が増す中、本市においても、これらの取組の更なる強化が必要です。

図4 家庭ごみ(燃やすごみ)の組成(令和元(2019)年度)

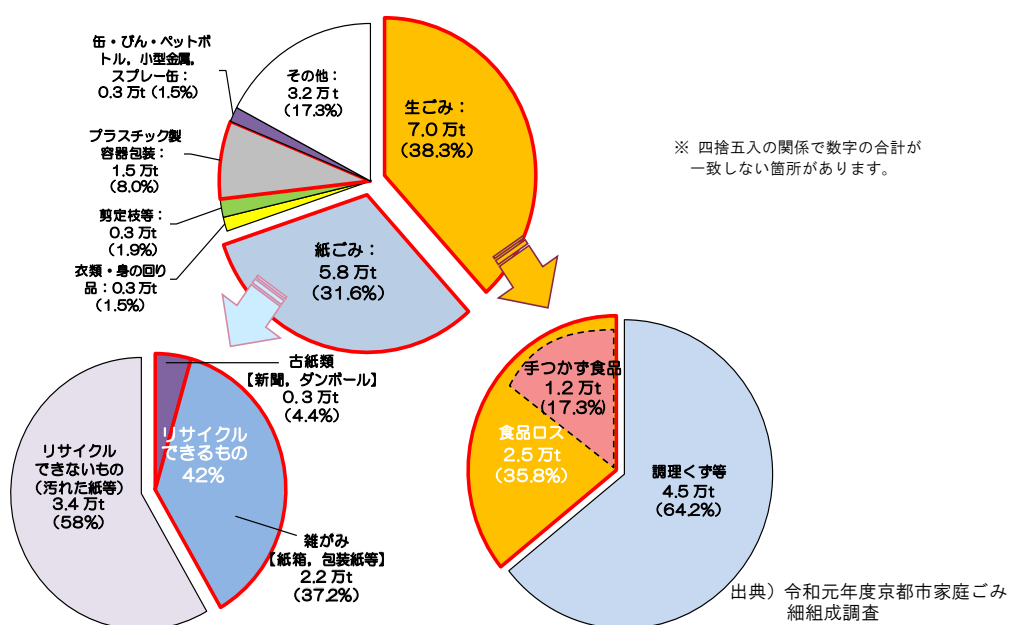


図5 事業ごみ(業者収集ごみ(焼却))の組成(令和元(2019)年度)

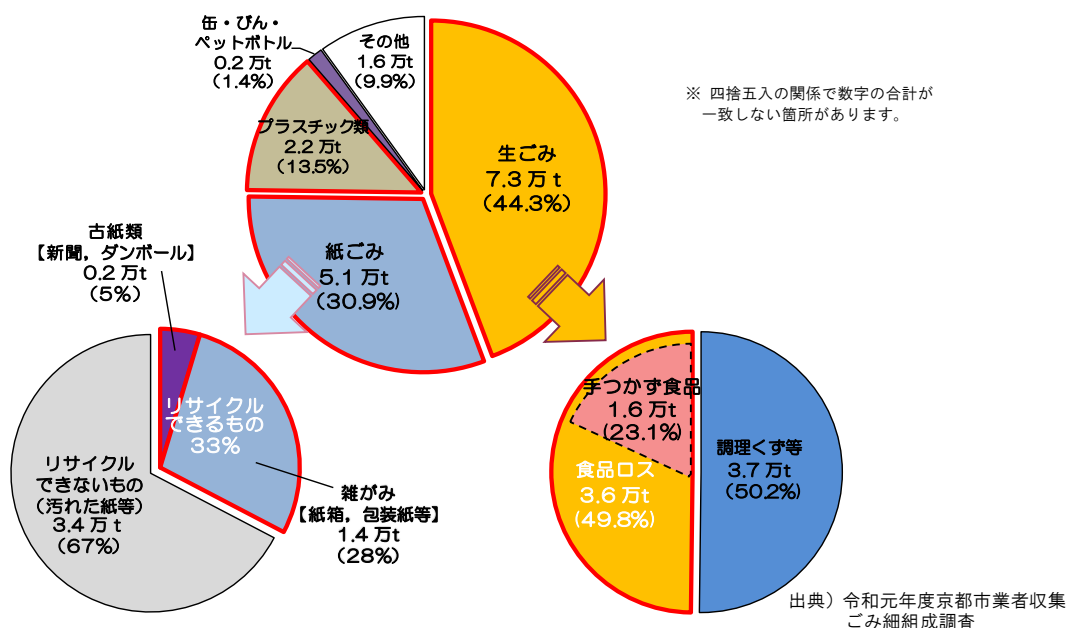
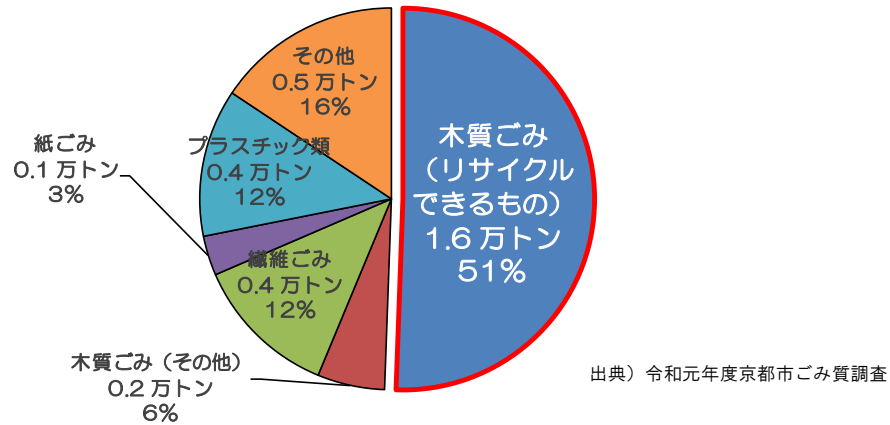


図6 持込ごみの組成（令和元（2019）年度）



（４）前計画の進捗状況（令和元（2019）年度）

平成 27（2015）年 3 月に前計画「新・京都市ごみ半減プラン」（京都市循環型社会推進基本計画（2015-2020））を策定し、ピーク時からの「ごみ半減」の実現に向け、2R 及び分別・リサイクルの促進の 2 つを柱とするごみ減量施策を進めてきたところです。

目標値の達成状況については、ほとんどの指標で、基準年と比べて一定の向上が見られ、市受入量や 1 人 1 日当たりごみ量、ごみ焼却量等はピーク時から半減しており、最終処分量と蛍光管回収率については目標を達成しています。一方、温室効果ガス排出量やクリーンセンターに持ち込まれる木質ごみの排出量は、基準年から横ばいであり、食品ロス排出量についても、減量が進んでいるとはいえ、目標達成には厳しい状況です。「2050 年 CO₂ 排出量正味ゼロ」を目指す本市としても、これらの取組の強化が必要です。

なお、指標によっては、算出方法や調査方法等の推計上の問題から正確な実態把握や効果検証が困難な指標もあることから、**本計画策定に当たっては、より重点的に取り組むべき指標に絞ることとします。**

推進項目については、実施状況に応じて、「実施済み又は実施中」、「実施に向けて準備中」、「企画構想段階」、「着手前」に区分しており、33 の推進項目全てが実施済み又は実施中です。

表1 目標値の達成状況

指 標	単位	ごみ量のピーク	基準	実績	目標値
		2000 年度	2013 年度	2019 年度	2020 年度
市受入量	万トン	82	47.2	40.9	39
対ピーク時	%	—	△42	△50	△52
対基準年度	%	—	—	△13	△17
(一人一日当たり)	グラム	1,530	880	762	730
対基準年度	グラム	—	—	△118	△150
内訳	万トン	35	23.6	21.2	20.5
家庭ごみ量	グラム	640	440	396	385
(一人一日当たり)	グラム	640	440	396	385
事業ごみ量	万トン	47	23.6	19.7	18.5
(一人一日当たり)	グラム	890	440	366	345
ごみ焼却量	万トン	76	44	38.2	35
対ピーク時	%	—	△42	△50	△54
対基準年度	%	—	—	△14	△20
市処理処分量	万トン	80	45	38.6	36
対ピーク時	%	—	△44	△52	△55
対基準年度	%	—	—	△14	△20
市最終処分量	万トン	16.5	6.4	5.1	5.2
対ピーク時	%	—	△61	△69	△68
対基準年度	%	—	—	△20	△19
食品ロス排出量	万トン	9.6	6.7	6.1	5
対ピーク時	%	—	△30	△36	△48
対基準年度	%	—	—	△9	△25
レジ袋排出量	トン	5,200	3,200	2,500	1,800
対ピーク時	%	—	△38	△52	△65
対基準年度	%	—	—	△22	△44
乾電池排出量	トン	550	300	320	250
対ピーク時	%	—	△45	△42	△55
対基準年度	%	—	—	+7	△17
紙ごみ排出量	万トン	22	14	11	10
対ピーク時	%	—	△36	△50	△55
対基準年度	%	—	—	△21	△29
プラスチック製容器包装の分別実施率	%	—	36	40	60
対基準年度	ポイント	—	—	+4	+24
乾電池回収率	%	6	28	35	50
対ピーク時	ポイント	—	—	+29	+44
対基準年度	ポイント	—	—	+7	+22
蛍光管回収率	%	—	27	85	50
対基準年度	ポイント	—	—	+58	+23
持込ごみとしてクリーンセンターに搬入される木質ごみの排出量	万トン	—	1.4	1.6	1
対基準年度	%	—	—	+14	△29
温室効果ガス排出量	万トン	27	12	12(平成30年度)	8
対ピーク時	%	—	△56	△56	△70
対基準年度	%	—	—	+0	△33
再生利用率(参考指標)	%	—	24	30(平成30年度)	34
対基準年度	ポイント	—	—	+6	+10
資源生産性(参考指標)	万円/トン	—	45(平成22年度)	53(平成27年度)	更なる向上を目指す
対基準年度	万円/トン	—	—	+8	—

表2 推進項目の実施状況

区分	実施済み又は実施中	実施に向けて準備中	企画構想段階	着手前	合計
推進項目数	33	0	0	0	33
割合	100%	0%	0%	0%	100%

(5) ごみ処理を取り巻く本市の社会経済動向

本市の経済は、近年、市内総生産額が増加傾向にあり、特に市経済のけん引役である観光において、外国人宿泊客の大幅な増加に伴い、観光消費額が増加し、平成30(2018)年は約1.3兆円(京都市民約77万人分の年間消費支出に相当)にも及んでいます(表3及び図7参照)。令和2(2020)年以降は、新型コロナウイルス感染症の影響により、一定期間、大幅な減少が見込まれていますが、観光消費の回復に備え、**観光(おもてなし)とごみ対策の調和が重要**です。また、**新型コロナウイルス感染症の流行が長期化する中、ウイルスとの共存を前提としたウィズコロナ社会を見据え、感染防止対策と社会経済活動との両立を図るべく、「新しい生活様式」の普及が進みつつあります**。一例として、今後、働き方や暮らし方の変革に合わせ、市街地と里山が連携した地域循環共生圏^{※1}の構築につなげていくことも必要です。

一方、本市は現在、少子高齢化が進行しており、引き続き、少子高齢社会の進展及び人口減少が予想され、地域コミュニティの活力の低下も懸念されています。特に、少子高齢社会の進展については、健康寿命の延伸という明るい要素もあるとはいえ、今後10年間で高齢化率が約28%から約30%へと増加するとともに、75歳以上の後期高齢者は約25%の増加が予想されており(図8参照)、**長寿社会の進展に対応した廃棄物処理体制の整備が重要性を増しています**。

また、花折断層を震源とする直下型地震や豪雨等による土砂災害・風水害等の発生が危惧されており、新型コロナウイルス感染症のような突発的な感染症の発生も含め、**これら大規模自然災害の発生等の危機にしなやかに対応できる強靱な廃棄物処理体制を構築し、本市の「レジリエンス」^{※2}を強化することが必要不可欠**です。

※1 地域循環共生圏

各地域が、自然等の地域資源を最大限活用しながら、地域間でつながり、補完し支え合う自立・分散・協力型の社会を形成することで、地域の活力を最大限に発揮して地域を活性化させるとともに、循環型社会だけでなく、脱炭素社会や自然共生社会の構築、地域防災力の向上等を目指す考え方です。

※2 レジリエンス

様々な危機からの「回復力、復元力、強靱性(しなやかな強さ)」を意味するとともに、ダメージを受けても粘り強くしななって元に戻りながら、以前よりもより良く立ち直る状態を表現しています。

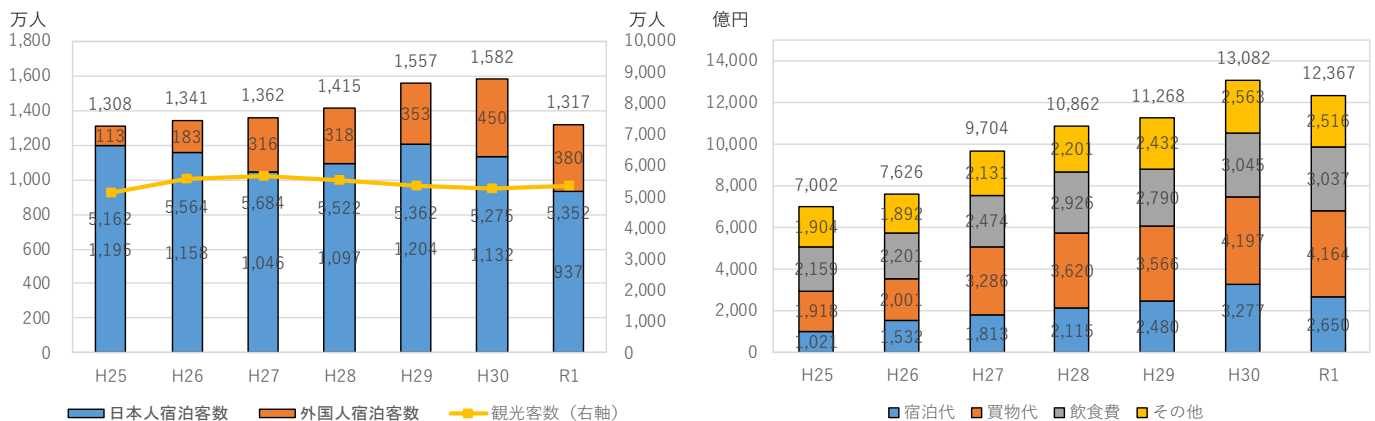
表3 経済活動別市内総生産の推移

(単位：百万円)

経済活動の種類	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
	2013年度	2013年度	2015年度	2016年度	2017年度
農林水産業	7,707	7,115	8,020	8,560	8,466
鉱業	89	101	112	117	124
製造業	1,146,810	1,138,083	1,454,917	1,532,466	1,474,332
電気・ガス・水道・廃棄物処理業	118,358	125,373	140,863	147,122	161,091
建設業	227,539	267,003	231,711	257,851	262,545
卸売・小売業	807,011	773,360	782,854	776,885	800,894
運輸・郵便業	241,870	259,441	272,003	276,407	292,554
宿泊・飲食サービス業	225,897	229,291	224,165	246,878	248,323
情報通信業	225,934	226,308	231,848	233,944	231,660
金融・保険業	276,520	276,843	283,255	272,636	279,020
不動産業	748,076	774,316	778,923	788,794	805,232
専門・科学技術、業務支援サービス業	431,389	424,996	448,482	483,163	484,969
公務	271,129	283,104	293,223	284,848	283,946
教育	319,224	337,776	347,418	351,122	355,814
保健衛生・社会事業	491,609	486,130	515,117	536,617	542,111
その他のサービス	324,826	325,064	323,711	312,669	323,739
小計	5,863,989	5,934,303	6,336,621	6,510,080	6,554,820
輸入品に課される税・関税	74,776	101,082	105,009	93,753	103,633
(控除) 総資本形成に係る消費税	31,954	40,420	51,717	53,343	57,698
市内総生産	5,906,810	5,994,964	6,389,913	6,550,490	6,600,755

出典) 京都市市民経済計算—平成 29 (2017) 年度推計結果—

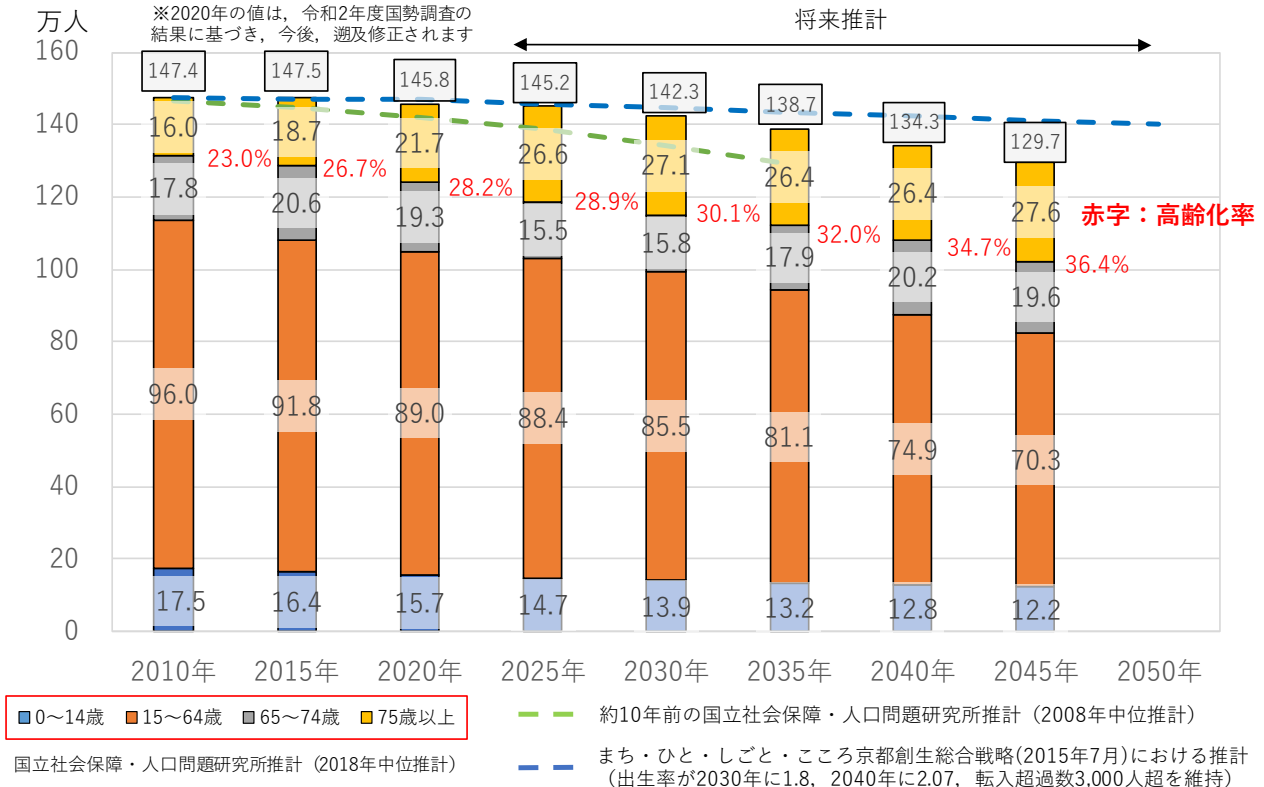
図7 観光客数及び観光消費額の推移



※ 令和元年の調査から、宿泊客数等の算出方法を見直しているため、令和元年と令和元年以前の単純比較はできません。

出典) 京都観光総合調査 (平成 25 (2013) 年 ~ 令和元 (2019) 年)

図8 本市の将来推計人口



（6）ごみ減量を促進しなかった場合のごみの発生量の将来見通し

家庭ごみについては、人口減少がごみの減量に寄与すると考えられる一方、高齢者の増加により、退蔵品（家に残されている使用済みの大型家具や家電等）や紙おむつ等の排出が増加することも予想されます。

事業ごみについては、経済動向に左右されやすいものであり、増加要因としては観光消費の活発化等が考えられますが、新型コロナウイルス感染症の影響による大幅な減少など突発的な減少要因も考えられ、予想が困難です。

そのため、**本市のごみの発生量の将来見通しは、ごみ減量を促進しなかった場合、令和12（2030）年度にかけてほぼ横ばいと見込みます。**

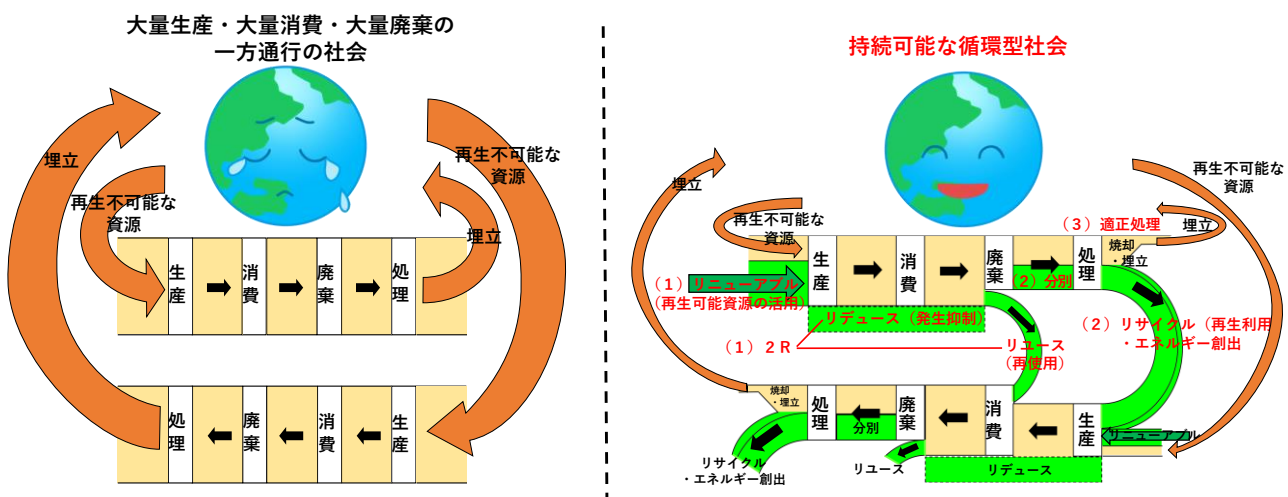
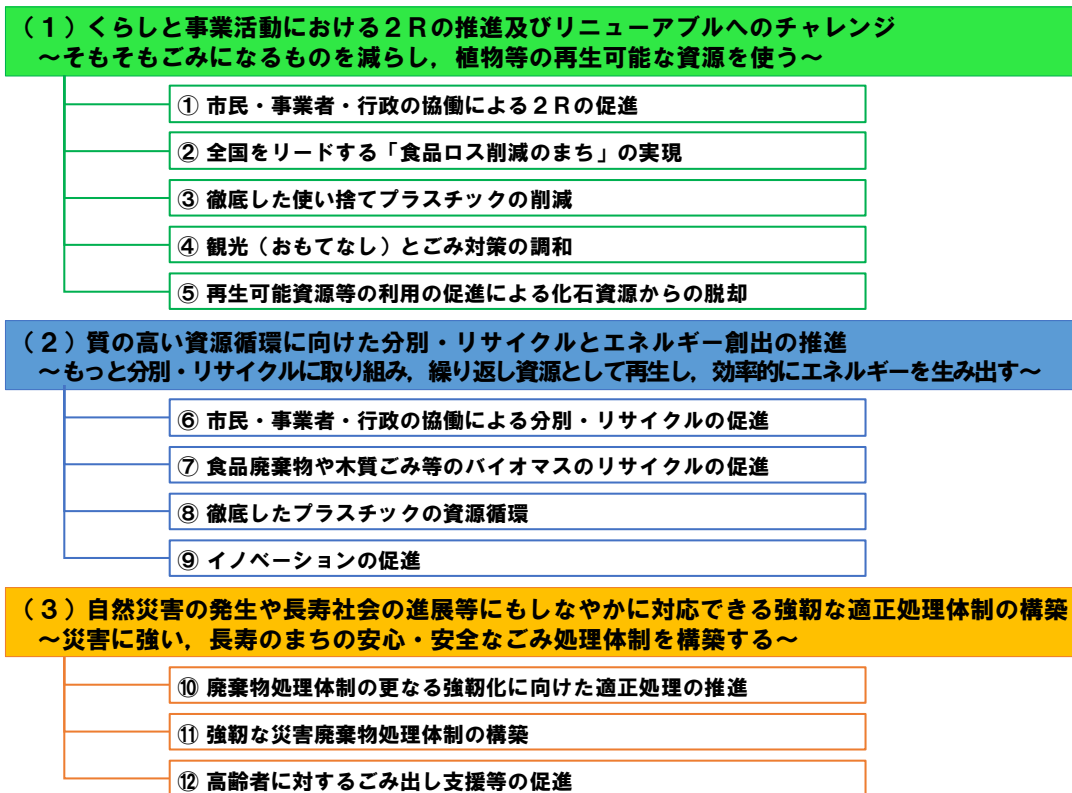
3 2030 年度までの重点施策及び目標

3.1 3つの基本的な方向性及び12の重点施策

「持続可能な循環型社会」の実現に向け、循環型社会形成推進基本法に規定される資源の循環利用及び処分の基本原則（p1 循環型社会とは 参照）にリニューアブル（Renewable：再生可能資源の活用）※という考え方を新たに加え、3つの基本的な方向性のもと、12の重点施策とそれら重点施策を具体化した各種取組を強力に推進します（図9参照）。

※ リニューアブル（Renewable：再生可能資源の活用）
石油等の化石資源と比べて短時間で再生できる資源（再生可能資源：植物などの天然資源）を原材料として利用することで、資源の枯渇や温室効果ガスの発生を抑制するという考え方

図9 3つの基本的な方向性及び12の重点施策



(1) 暮らしと事業活動における2Rの推進及びリニューアブルへのチャレンジ ～そもそもごみになるものを減らし、植物由来等の再生可能な資源を使う～

モノの生産から流通、使用、廃棄に至るまでの市民・事業者・行政等の各主体による2R（Reduce：リデュース（発生抑制）、Reuse：リユース（再使用））及びリニューアブル（p14 3.1 参照）の取組について、京都が培ってきた文化を大切にしながら、市民の価値観やライフスタイルの転換、生活・事業活動の質の向上とともに推進することにより、ごみの出ないくらしや事業活動への転換を図ります。

重点施策① 市民・事業者・行政の協働による2Rの促進

①-1 「しまつのこころ」の精神に根差した2Rの実践の取組拡大

ごみ半減をめざす「しまつのこころ条例」に基づく2Rの取組について、地域学習会や事業者報告制度等を通じて、市民や事業者の皆様への浸透を図ります。

また、ごみ半減をめざす「しまつのこころ条例」についても、各重点施策を円滑に進めていくため、改正を検討します（p23 3.2（2）参照）。

①-2 IoT等を活用した次世代環境配慮型のくらしや事業活動の推奨

「IoT等の技術活用により、必要なモノ・サービスが、必要な時に、必要なだけ届く」次世代環境配慮型のくらしや事業活動の具体事例（シェアリングやリユースなど）の提案や情報発信を通じて、社会全体のごみの減量を図ります。

また、計量パッカー車の導入促進など、排出事業者ごとのごみ量を見える化することにより、ごみの減量促進を図ります。

①-3 引っ越しや家財整理時等における積極的な民間活用を含めたリユースの促進

まだ利用できるにもかかわらず、引っ越しや家財整理、片付け時等に廃棄されている持込ごみや大型ごみについて、民間（リユース仲介事業者等）とも積極的に連携し、リユースを促進するための施策を検討・実施します。

①-4 若者など次世代の担い手の育成

さすてな京都をはじめとする環境学習施設や学校等を拠点とし、市民・事業者・行政等の各主体が協働・連携した環境教育・学習の機会を創出します。

また、「大学のまち」「学生のまち」として、大学や大学生等と連携し、ICT等も活用した効果的な周知啓発を行うことで、大学生をはじめとする若者だけでなく、市民・事業者の皆様のごみの2Rの取組を促します。

①-5 京都市役所による率先的な2Rの推進

本市の業務や開催するイベント等において紙や使い捨てプラスチックなどの2Rを徹底します。また、物品等の使用において、環境への負荷の少ない物品等を率先して調達します。

重点施策② 全国をリードする「食品ロス削減のまち」の実現

②-1 市民や事業者による知恵・工夫を含めた減量の取組の効果検証と普及拡大

市民・事業者等の皆様に提案してきた行動場面別のごみ減量策を引き続き普及拡大していくとともに、新たなごみ減量策について、市民・事業者と連携した実証実験等を行い、それらの成果を踏まえた提案・普及拡大に取り組みます。

②-2 食品・観光関連事業者の取組支援

食べ残しゼロ推進店舗認定制度や事業者報告制度、優良事業所認定制度等における食品ロス削減の優良事例を、飲食店や宿泊施設、食品小売店等の食品・観光関連事業者と積極的に情報共有し、導入を支援します。また、食べ切れなかった食品の持ち帰りや宴会時の食べ残しを減らす取組である30・10（サーティ・テン）運動など、お店を利用される市民や観光客等の皆様の理解を深めることも必要不可欠であるため、事業者と連携した啓発等を行い、食品ロス削減の取組を支援します。

②-3 商慣習の見直し「販売期限の延長」の社会実験の成果を踏まえた取組拡大

商慣習の見直し「販売期限の延長」（賞味・消費期限より前に販売をやめて廃棄される食品を減らす取組）を食品スーパーだけでなく、他の食品小売事業者にも促進・拡大していきます。

②-4 AIやIoT等を活用した取組の導入支援

食品の需要予測や未利用食品のシェアリング、食品の在庫や賞味・消費期限の管理等、AIやIoT等の新技術を活用した食品ロス削減に効果的な取組事例が近年増加しています。これらの新技術の提供者と連携した周知啓発や利用者とのマッチング等を通じ、取組の浸透を図ります。

②-5 フードバンク等活動の支援

フードバンクやフードドライブなどに取り組む団体や事業者に対する助成、食品の寄付者となる市民・事業者に対するフードドライブ活動の支援について、福祉分野と連携して取り組みます。

コラム 食品ロスの削減（詳しくは、p34 5 食品ロス削減推進計画 を参照）

食品ロス（本来食べられるにもかかわらず捨てられてしまう食べ物）は、その生産や廃棄において、エネルギーが投入され、多くの温室効果ガスが排出されています。また、世界では食べ物を十分に得られず、飢えに苦しむ人々が約8億人もいます。そのため、必要な食べ物を必要な人に必要なだけ届け、食品ロスを削減することが急務です。

家庭では、食べ切れる量をあらかじめ見極め、それに見合った量の買物や調理を心がけることが重要であり、食品を必要とされている方に寄付するという手段もあります。

お店では、需要に見合った量の仕入れや仕込み、納品・販売期限の延長等による商慣習の見直し、お客様が食べ切れる商品・メニューの販売・提供等の取組が重要です。

重点施策③ 徹底した使い捨てプラスチックの削減

③-1 レジ袋（プラスチック製買物袋）の更なる削減

有料化義務化の対象とならないレジ袋を含め、更なるレジ袋の削減に向け、小売事業者と連携した取組を実施します。

③-2 新型コロナウイルス感染症を契機とした新しい生活様式下での使い捨てプラスチックの削減

新型コロナウイルス感染症の拡大を契機に増加した宅配やテイクアウト等について、リユース食器やプラスチック代替素材の食器や容器包装の導入を支援し、使い捨てプラスチックを削減します。

③-3 使い捨てプラスチック削減に取り組む事業者の推奨

マイボトル推奨店舗など、使い捨てプラスチックの削減に取り組む事業者を推奨し、事業者の取組を支援します。

③-4 マイボトル利用促進に向けた給水スポットの整備・情報発信

ペットボトルをはじめとした使い捨てプラスチック容器を削減するため、民間とも連携しながら、まちなかや地域イベント時への給水機の設置を進め、それらの位置情報を積極的に発信し、マイボトルの利用促進を図ります。

③-5 マイクロプラスチックを含む河川ごみ等の実態把握

大学や他の自治体等とも連携し、マイクロプラスチックを含めた河川ごみやまちなか・観光地の散乱ごみ等の発生源の実態把握を行うとともに、その成果を新たな対策へとつなげていきます。

重点施策④ 観光（おもてなし）とごみ対策の調和

④-1 地域や観光関連事業者と連携した観光客への「しまつのこころ」やマナーの浸透

「もったいない」、「しまつのこころ」といった京都が培ってきた文化やマナーについて、外国人をはじめとする観光客に対し、観光地域や観光関連事業者とも連携しながら、観光客の食べ残しの削減や正しい分別、ポイ捨ての防止等を推進します。

④-2 条例に基づく観光関連事業者の取組の実践

ごみ半減をめざす「しまつのこころ条例」に基づく観光関連事業者の2Rの取組（簡易包装のお土産、2R型の食事・宿泊サービスの提供等）について、事業者への浸透を図るとともに、観光客の皆様の理解を深めるため、事業者と連携した啓発等を行います。

④-3 観光関連事業者への取組支援

事業者報告制度や優良事業所認定制度、食べ残しゼロ推進店舗認定制度等を通じて集めた優良事例等について、具体的な導入方法や導入効果等をマニュアル化するなど、積極的に情報提供することにより、事業者の取組を支援します。

重点施策⑤ 再生可能資源等の利活用の促進による化石資源からの脱却

⑤-1 再生可能資源に係る市民理解の促進に向けた事業者と連携した周知啓発

「リニューアブル」(p14 3.1 参照)という考え方について、事業者とも連携し、リニューアブルの具体的な取組内容、取り組む意義、取り組んでいる事業者や商品の見分け方等を市民にわかりやすく周知啓発し、市民が再生可能資源を活用している事業者や商品等を優先的に選択することを促します。

⑤-2 植物由来のバイオプラスチックや紙素材など再生可能資源を原料とした素材の普及支援

石油由来のプラスチックから植物由来のバイオプラスチックや紙素材などの再生可能資源を原料とした素材への転換を図るため、事業者の導入費用の助成や指定ごみ袋への利用などを通じ、事業者の取組を支援します。

⑤-3 再生資源（リサイクルされた資源）の活用促進

市民や事業者が、再生資源（リサイクルされた資源）を活用した製品等を優先的に選択して使用いただけるよう、リサイクル業者や製造業者とも連携し、再生資源の活用を促進します。

(2) 質の高い資源循環に向けた分別・リサイクルとエネルギー創出の推進

～もっと分別・リサイクルに取り組み、繰り返し資源として再生し、効率的にエネルギーを生み出す～

地域コミュニティや事業者との協働による分別・リサイクル及びバイオマスを中心としたエネルギー創出を、受け皿の充実やイノベーションの促進などの基盤整備とともに進めることで、より質の高い資源循環システムの構築を目指します。

重点施策⑥ 市民・事業者・行政の協働による分別・リサイクルの促進

⑥-1 条例等に基づく分別方法の指導や周知啓発の徹底

分別方法の定期的な周知啓発や不適正排出者に対する指導等を通じて、市民・事業者の皆様の分別・リサイクルを徹底します。

他市町村から転入されてきた方（大学生等）に対し、マンション管理者や大学とも連携した効果的でわかりやすい周知啓発を行うとともに、AIを活用した分別案内など、情報サービスの充実やまち美化事務所の機能強化等に取り組みます。

⑥-2 コミュニティ回収や事業者回収など自主的な分別・リサイクルの取組支援

地域の住民に資源物を集団回収していただくコミュニティ回収について、引き続き助成等を通じた支援を行います。

マンション（業者収集）や事業所についても、雑がみなどの資源物が地域として利便性高く効率的に回収されるよう、回収業者等とも連携した取組を推進します。

⑥-3 市民にとって利便性の高い分別回収体制の構築

定期収集や拠点回収、移動式拠点回収といった各分別回収方法について、随時、分別品目や回収頻度、回収場所等の見直しを行い、市民にとって利便性の高い分別回収体制の構築を目指します。

重点施策⑦ 食品廃棄物や木質ごみ等のバイオマスのリサイクルの促進

⑦-1 リサイクル製品の供給先の確保と利活用支援

飼料や肥料、メタンガスなど、バイオマスのリサイクルにより生み出される製品等が市民や事業者の皆様に優先的に選択して使用いただけるよう、リサイクル業者と連携した周知啓発、農家等の供給先とのマッチング、公共施設での利用等に取り組むことで、リサイクル製品の供給先を確保し、利活用を促進します。

⑦-2 施設稼働状況やリサイクル製品の需給を踏まえたリサイクルのあり方の検討等

リサイクル製品の需要状況（供給先）と市内及び近隣市町村のリサイクル施設の稼働状況の両方を踏まえ、リサイクル製品の需要と供給が一体的に増加するよう、⑦-1とあわせて、民間と連携・協力し、食品リサイクル施設の誘致やバイオガス発電施設の整備など、リサイクルの受け皿の充実を図るとともに、木質ごみ（せん定枝等）や紙ごみの更なるリサイクルの促進に取り組みます。

⑦-3 排出者責任の考え方に基づき、民間リサイクルを阻害しない業者収集ごみ及び持込ごみの搬入手数料の検討

事業系一般廃棄物の搬入手数料がごみ処理コストや周辺市町村の手数料、食品廃棄物・木質ごみの民間リサイクル料金よりも低いことを踏まえ、排出事業者責任の考え方に基づき、民間リサイクルを阻害せず、かつ事業者には過度な負担を強いない適切な搬入手数料のあり方を検討します。

重点施策⑧ 徹底したプラスチックの資源循環

⑧-1 ペットボトルのより質の高い回収・リサイクル方策の検討

国内におけるペットボトルからペットボトルへの完全循環型のリサイクルの促進に向け、小売業者や収集運搬業者、リサイクル業者等の民間とも連携し、ペットボトルを高品質かつ効率的に回収できる体制のあり方を検討します。

⑧-2 製造・販売事業者とも連携した製品プラスチックの回収

現在、ほとんどが焼却されている製品プラスチック（容器包装以外のプラスチック）について、プラスチック製容器包装との一括回収に向けた国の議論を注視しつつ、行政と製造・販売事業者と排出者が適切なバランスで責任を負う制度の設計を国に求めています。また、製造・販売事業者とも連携し、その他の回収方法を含めて、市民にとって身近でわかりやすい回収方法のあり方を検討します。

⑧-3 プラスチック製容器包装の分別の促進

プラスチック製容器包装の分別の促進に向け、分別対象となるプラスチックごみの種類や汚れの度合いなど、市民の皆様にとってわかりやすい丁寧な周知啓発を徹底します。

⑧-4 事業者による店頭回収等の自主回収の推奨

ごみ半減をめざす「しまつのこころ条例」に基づき、引き続き、小売店における店頭回収の実施を促します。

拡大生産者責任の考え方をより追求し、飲食店等についても、テイクアウト食品のプラスチック製容器包装を店頭や店周辺で自主的に回収していただくよう促します。

コラム

プラスチックごみ対策

○ プラスチックごみ対策が重要な理由

プラスチックは、原材料として石油等が使用されており、焼却に伴う温室効果ガスの発生や、海洋への流出による海洋汚染が世界的な問題になっています。プラスチックの資源循環に取り組むことで、石油等の資源の消費が抑制され、地球温暖化や海ごみ等の地球環境への負荷の低減にもつながるため、近年、特に重要視されています。



○ どう取り組めばいい？

プラスチックは、利便性や機能性が高く、容器包装や製品など、様々な用途で使用されており、食品ロス削減や新型コロナウイルス感染症予防にも貢献しています。そのため、ただちに減らすことは容易ではありませんが、まずは、マイバッグやマイボトルの利用等により、レジ袋やプラスチックカップ、ペットボトルなど、可能なものから減らすこと（発生抑制）が不可欠です。また、原材料が植物のバイオプラスチックでは、植物が石油等の化石資源と比べて短時間で再生できるため枯渇しにくく、焼却しても温室効果ガスが実質的に発生しない（カーボンニュートラル）ので、衛生用品等、利用せざるを得ないものにバイオプラスチックを活用していくこと（リニューアブル）が必要です。そして、これらと並んで極めて重要なことは、分別・リサイクルです。家庭や事業所での分別の徹底をお願いします。

重点施策⑨ イノベーションの促進

⑨-1 バイオガス化を核とした分散型地域循環のモデルの検討

地域循環共生圏の構築に向け、バイオガス発電による電熱供給やバイオガス化に伴って発生した発酵残渣の堆肥利用など、バイオガス化を核とした分散型の地域循環モデルを検討します。

⑨-2 大学等と連携した事業者のイノベーションの促進

大学をはじめとする研究機関とも連携しながら、バイオプラスチック等の再生可能資源を原料とした素材開発など、事業者のイノベーションを支援します。

⑨-3 AI, IoT, センシング等の資源循環に貢献する新技術の活用促進

廃棄物処理におけるAIやIoT, センシング（感知・計測）等の新技術の積極的活用や導入支援を通じ、ごみ量の見える化, タイムリーで効率的な収集運搬など, 効率的で質の高い資源循環を推進します。

(3) 自然災害の発生や長寿社会の進展等にもしなやかに対応できる強靱な適正処理体制の構築 ～災害に強い, 長寿のまちの安心・安全なごみ処理体制を構築する～

発災時に災害廃棄物を迅速に処理できるよう, 廃棄物の収集から処理, 最終処分に係る適正処理体制を平時から維持・更新しておくとともに, 高齢者のごみ出し支援など, 長寿社会の進展にも円滑に対応できる強靱な廃棄物処理体制を構築します。

重点施策⑩ 廃棄物処理体制の更なる強靱化に向けた適正処理の推進

⑩-1 災害対応も視野に入れた直営・民間連携の収集体制のあり方の検討及び施設の継続的な維持・更新

災害発生時の迅速な対応も視野に入れ, 適切な直営・民間連携の収集体制を検討・整備します。また, ごみ処理施設を継続的かつ計画的に維持・更新することで, 平時から災害発生に備えるとともに, 環境負荷の低減に配慮した適正なごみ処理を推進します (p32 4 参照)。

⑩-2 大型家具や家電等の使用済み退蔵品の排出促進

長寿社会の進展に伴い, 家庭に退蔵されている使用済みの大型家具や家電等が増加していると予想され, 大規模災害発生時にこれらが大量の災害廃棄物として排出されるおそれがあるため, 平時からリユースの取組やリサイクル・適正排出の周知・啓発等を通じ, これらの使用済み退蔵品の排出を促進します。

⑩-3 リチウムイオン電池など有害危険物の分別回収の新たな仕組みの構築と分別排出促進による収集・処理への負荷低減

収集運搬車両やごみ処理施設での火災事故の原因となるリチウムイオン電池等を内蔵する製品（電子タバコ等）について, 事業者と連携した新たな分別回収体制を構築するとともに, 適切に分別排出していただけるよう, 周知啓発を徹底します。

重点施策⑪ 強靱な災害廃棄物処理体制の構築

⑪-1 発災時の対応に係る平時からの周知啓発・訓練・災害支援等による災害への備え

災害発生時に大量のごみを発生させないための知恵や工夫, 災害発生時のごみの出し方等について, 防災訓練等と併せて市民・事業者の皆様へ平時から周知啓発します。

職員による図上演習や他市町村への災害支援を通じた経験の蓄積, 収集運搬や被災

家屋の解体等に係る民間との連携体制の更なる強化により、発災時に迅速かつ適切に対応できる強靱な災害廃棄物処理体制を構築し、地震だけでなく、頻発する大雨や台風等の水害にも備えます。

⑪-2 発災時に対応できる人員や機材、仮置場や埋立処分地等の確保

大規模災害発生時には大量の災害廃棄物が発生し、その処理には、多くの人員や機材（車両等）、災害廃棄物の仮置場や埋立処分地等が必要となることが想定されます。そのため、それらの対応に当たる人員や機材、用地の確保に向けた調査や調整を進め、災害廃棄物を迅速に処理できる体制を整備します。

⑪-3 埋立処分地の延命策の検討・実施

焼却灰のリサイクルや焼却灰からの鉄分回収等の埋立処分地の延命策について、そのコストや効果を見極めながら、時期に適した取組を検討・実施していきます。

コラム 災害廃棄物処理計画の推進

近年、東日本大震災（平成 23（2011）年 3 月）、熊本地震（平成 28（2016）年 4 月）、九州北部豪雨災害（平成 29（2017）年 7 月）、平成 30 年 7 月豪雨（平成 30（2018）年 7 月）、令和 2 年 7 月豪雨（令和 2（2020）年 7 月）など全国各地で大規模災害が発生しています。

本市では、このような大規模な災害発生時においても、災害廃棄物を迅速・適正かつ安全で衛生的に処理し、生活環境の確保と一日も早い復旧・復興を図るため、「京都市災害廃棄物処理計画」を策定（平成 10（1998）年策定、平成 31（2019）年最新改定）しており、基本的な方向性の（3）「自然災害の発生や長寿社会の進展等にもしなやかに対応できる強靱な適正処理体制の構築」は、この計画も踏まえた内容としています。

「京都市災害廃棄物処理計画」では、以下の5つの基本方針のもと、具体的な対応策を定めており、大規模な災害発生時には、この計画に基づき、迅速に対応してまいります。

- | | |
|------------------|-------------------|
| （1）迅速かつ安全・衛生的な処理 | （4）分別・リサイクルの推進 |
| （2）効率的な処理 | （5）歴史的遺産・文化財等への留意 |
| （3）環境への影響に留意した処理 | |

重点施策⑫ 高齢者に対するごみ出し支援等の促進

⑫-1 地域コミュニティや福祉施策等と連携したごみ出し・分別の支援

地域コミュニティや介護支援などの福祉施策等とも連携し、高齢者のごみ出しや分別を支援します。

⑫-2 リサイクル技術等の進展に合わせた紙おむつの処理方法の検討

リサイクル技術の進展や民間リサイクル施設の整備状況を注視しながら、それに合わせた紙おむつの処理方法を継続的に検討します。

3.2 重点施策の基盤となる方策

重点施策を着実に進め、成果を上げるためには、それらの施策を支える基盤の強化が必要不可欠です。そのため、重点施策の推進と並行し、施策の基盤となる以下の3つの方策に強力に取り組めます。

(1) 2R及び分別回収・リサイクル体制の強化・多様化

現行の体制による焼却ごみの減量は、市民・事業者の皆様の御理解・御尽力により一定進みましたが、最近では下げ止まってきています。そのため、更なる分別・リサイクルやエネルギー創出の促進に向け、プラスチック（製品プラスチックを含む）や食品廃棄物、発火の危険性があるリチウムイオン電池、災害廃棄物等について、民間（製造・販売業や再生業を含む）との連携やリサイクル施設整備（小規模バイオマス発電施設等）の検討、更にはAIやIoT、センシング等の新技術を活用した処理体制の高度化等により分別回収・リサイクル体制を強化・多様化することで、廃棄物処理（資源循環）体制の変革につなげていきます。

(2) 条例改正の検討

平成27（2015）年10月に「ごみ半減をめざす『しまつのこころ条例』」（正式名称：京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例）（p24 参照）を施行し、2Rと分別・リサイクルの促進の2つを柱とした各種取組を強力に促進してきましたが、条例改正から5年が経過し、この間、資源循環をめぐる国内外の情勢や本市の社会経済動向も大きく変化しています。そのため、条例の内容（3.1の重点施策①及び⑦に示した2R・リサイクルの促進に係る義務規定や一般廃棄物処理手数料等）がどうあるべきかについて、行政サービスの向上にも配慮しながら、計画期間内の早期に議論を開始し、改正を検討します。

(3) 地域循環共生圏の形成を目指した取組

国の「第4次循環型社会形成推進基本計画」において、中長期的な方向性として、自然や地域のつながり、脱炭素、災害対応等の観点を加えた地域循環共生圏（p11 参照）の形成が示されており、本市においても、これを目指した取組を行っていく必要があります。そのため、各地域の特性（ごみの発生状況、産業構成、自然環境、廃棄物処理施設の立地状況等）に応じた最適な規模で、再生可能資源の活用やエネルギーの創出・活用にも力点を置いた資源循環に取り組むとともに、災害発生時や少子長寿社会の進展に地域のつながりでも対応できる適正処理体制の構築を強力に進めていきます。

また、地球温暖化対策や生物多様性の確保等の他の環境分野との連携に加え、産業・観光や地域コミュニティ、防災等の他の政策分野との連携体制を強化していきます。

コラム

2R及び分別・リサイクルの促進の2つを柱とした、ごみ半減をめざす「しまつのこころ条例」

1 6つの分野における実施義務・努力義務

分野	業種等	上段：関連事業者等の皆様の実施義務 下段：上段の対となる市民の皆様の努力義務	努力義務 (関連事業者等の皆様)
①ものづくり	製造	環境配慮製品への転換促進に関する消費者向けのPRへの協力 環境配慮製品の利用	<ul style="list-style-type: none"> 環境配慮ポイントのPR 京都市の分別収集や拠点回収への排出を促すPR
②食	飲食	食べ残さない食事を促進するためのPR 食べ残さない食事の実践	<ul style="list-style-type: none"> 食べ残しの持ち帰りを希望される方への対応 ウェットティッシュ、ペーパータオルなど使い捨て製品の使用抑制 使い捨て容器(食器)の使用抑制
③販売と購入	小売	ごみの少ないお買い物又は資源物の回収を消費者に促進するためのPR ごみの少ないお買物の実践・資源物の回収拠点への排出 レジ袋有料化の実施(環境性能のあるレジ袋を除く) レジ袋の要否と必要枚数の確認 マイバッグの持参、レジ袋の使用辞退	<ul style="list-style-type: none"> 量り売りや簡易包装、省容器包装販売の推進 容器包装の少ない商品のPR 環境性能のあるレジ袋の有料化又はポイント還元の実施 マイバッグ持参の周知など、レジ袋の使用抑制 店頭回収の実施 食料品の見切り販売の実施 廃棄ロスを抑えた販売に関する消費者への説明 マイボトル持参者への飲料のみの提供及びマイボトルの使用を促す消費者への声掛け 割りばしやスプーンなどがどうか又は必要な数を確認する声掛け
④催事(イベント等)	主催者	イベントにおける資源ごみの分別回収 イベントにおける資源ごみの分別排出	<ul style="list-style-type: none"> イベントにおけるマイバッグ持参等の呼び掛け イベントにおけるリユース食器の使用
⑤観光等	ホテル・旅館	宿泊者が資源ごみを分別排出できる環境の提供又は分別排出方法の案内 宿泊施設における資源ごみの分別排出	宿泊施設での使い捨てアメニティグッズの提供抑制
	土産物の製造・小売	—	<ul style="list-style-type: none"> 【製造】同一商品の自宅用簡易包装と贈答用品の製造・供給 【小売】自宅用簡易包装商品と贈答用品の併売及び購入者へのPR 他都市での物産展における簡易包装のPR
⑥大学 ・共同住宅等	大学	学生への減量方法・分別ルール周知・啓発 ごみ減量の取組及び分別排出の実施	大学における資源ごみの回収拠点の設置
	集合住宅管理者	居住者への減量方法・分別ルール周知・啓発 ごみ減量の取組及び分別排出の実施	—
事業者全般		—	事業活動におけるIT化によるペーパーレス化や裏面使用等による紙ごみを中心とする2Rの推進

2 事業者報告制度及び市民モニター制度

一定規模以上の関係事業者は、2Rを中心とした取組について、当該年度の実施計画と前年度の実施状況を市に報告していただきます。

また、公募で選任した市民モニターが関係事業者等による取組の実施状況を把握します。

3 分別義務

(1) 家庭ごみ

次のごみは「燃やすごみ」に入れず、決められた方法で必ず分別して排出していただきます。
定期収集している資源ごみ(缶・びん・ペットボトル、プラスチック製容器包装、小型金属・スプレー缶、古紙・段ボール・雑がみ)、大型ごみ、有害・危険物

(2) 事業ごみ

次のごみは、一般廃棄物収集運搬許可業者が収集するごみ(透明袋による排出)又はクリーンセンターに自ら持ち込むごみとは、必ず分別して排出していただきます。

古紙・段ボール、雑がみ、産業廃棄物

3.3 数値目標

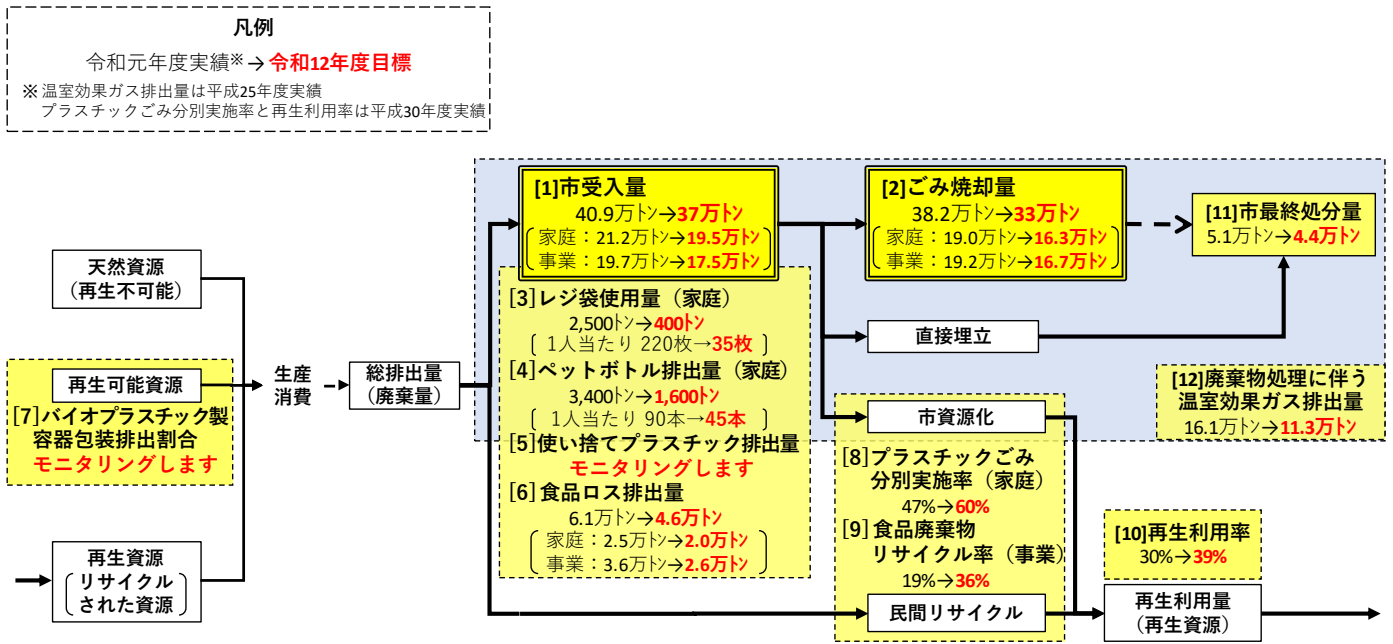
持続可能な循環型社会の実現に向け、市民・事業者・行政が一致団結して意欲的に取り組むとともに、取組の成果を確認するため、数値目標を設定し、進捗を管理していきます。

分類	目標指標		平成 12 (2000) 年度	令和元 (2019) 年度	令和 12 (2030) 年度目標	主な 関連重 点施策	
ごみ量	[1]	市受入量	82 万トン	40.9 万トン	37 万トン	①～④	
		市民 1 人 1 日当たり	1,530 グラム	762 グラム	700 グラム		
		内 訳	家庭	35 万トン	21.2 万トン		19.5 万トン
			市民 1 人 1 日当たり	640 グラム	396 グラム		370 グラム
			事業	47 万トン	19.7 万トン		17.5 万トン
		市民 1 人 1 日当たり	890 グラム	366 グラム	330 グラム		
	[2]	ごみ焼却量	76 万トン	38.2 万トン	33 万トン	①～④ ⑥～⑩	
		市民 1 人 1 日当たり	1,420 グラム	711 グラム	625 グラム		
		内 訳	家庭	33 万トン	19.0 万トン		16.3 万トン
			市民 1 人 1 日当たり	615 グラム	354 グラム		310 グラム
事業			43 万トン	19.2 万トン	16.7 万トン		
	市民 1 人 1 日当たり	805 グラム	357 グラム	315 グラム			
2R	[3]	レジ袋使用量（家庭）	5,200 トン	2,500 トン	400 トン	③	
		市民 1 人当たり	340 枚	220 枚	35 枚		
	[4]	ペットボトル排出量（家庭）	3,600 トン	3,400 トン	1,600 トン	③⑤	
		市民 1 人当たり	90 本	90 本	45 本		
	[5]	使い捨てプラスチック排出量	6.0 万トン	5.1 万トン	— ^{*1}	③⑤	
	[6]	食品ロス排出量	9.6 万トン	6.1 万トン	4.6 万トン	②	
		市民 1 人 1 日当たり	179 グラム	114 グラム	87 グラム		
		内 訳	家庭	4.0 万トン	2.5 万トン		2.0 万トン
			市民 1 人 1 日当たり	75 グラム	47 グラム		38 グラム
	事業		5.6 万トン	3.6 万トン	2.6 万トン		
	市民 1 人 1 日当たり	104 グラム	67 グラム	49 グラム			
リニューアブル	[7]	バイオプラスチック製容器包装排出割合	—	—	— ^{*1}	⑤⑨	
分別・ リサイクル エネルギー 創出 適正処理	[8]	プラスチックごみ分別実施率（家庭）	—	47% ^{*2}	60%	⑧	
	[9]	食品廃棄物リサイクル率（事業）	—	19%	36%	⑦	
	[10]	再生利用率	—	30% ^{*2}	39%	⑥～⑨	
	[11]	市最終処分量	16.5 万トン	5.1 万トン	4.4 万トン	①～⑫	
脱炭素	[12]	廃棄物処理に伴う 温室効果ガス排出量	28 万トン	16.1 万トン (2013 年度)	11.3 万トン	③⑤ ⑧⑨	

※ 1 現時点で数値目標は設定せず、計画の中間見直し時に改めて検討します。

※ 2 令和元年度の値は現在集計中であり、平成 30 年度の値を記載しています。

図10 ごみのフローからみた目標指標



(1) ごみ量に関する目標

[1] 市受入量

市の処理施設が受け入れるごみの量。市民・事業者の皆様の2Rや自主的な分別・リサイクル（民間古紙回収や店頭回収等の民間リサイクル）の取組の効果を把握する指標です。

- 現在（2019年度実績）から約10%の削減を目指します。

目標指標		平成 12(2000)年度	令和元(2019)年度	令和 12(2030)年度目標		
[1]	市受入量	82万トン	40.9万トン	37万トン	2019年度比△10% 2000年度比△55%	
	市民1人1日当たり	1,530グラム	762グラム	700グラム	2019年度比△8% 2000年度比△54%	
	内訳	家庭	35万トン	21.2万トン	19.5万トン	2019年度比△8% 2000年度比△44%
		市民1人1日当たり	640グラム	396グラム	370グラム	2019年度比△7% 2000年度比△42%
		事業	47万トン	19.7万トン	17.5万トン	2019年度比△11% 2000年度比△63%
	市民1人1日当たり	890グラム	366グラム	330グラム	2019年度比△10% 2000年度比△63%	

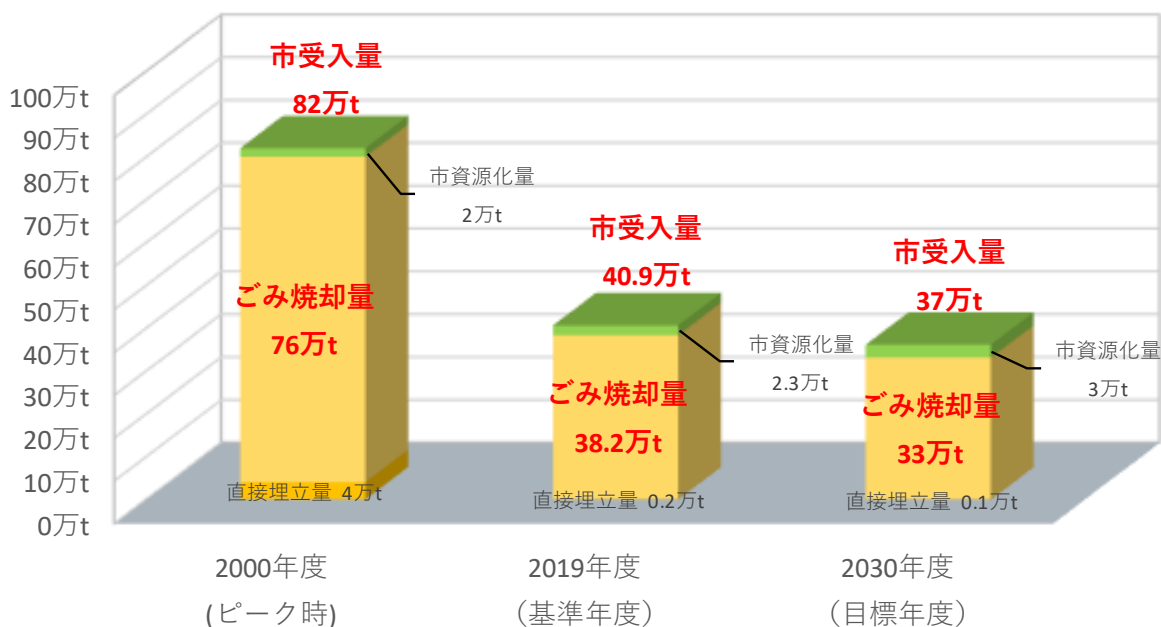
[2] ごみ焼却量

市の処理施設が焼却するごみの量。市民・事業者の皆様の2R及び分別・リサイクルや市の資源化（バイオガス化等）の取組の効果を把握する指標です。

- 本計画に掲げるごみ減量施策を実施することにより、現在（2019年度実績）から約14%の削減を目指します。この目標値は、北部CC大規模改修時の処理能力35万トン（p7参照）を十分に下回るものです。

目標指標		平成12(2000)年度	令和元(2019)年度	令和12(2030)年度目標		
[2]	ごみ焼却量	76万トン	38.2万トン	33万トン	2019年度比△14% 2000年度比△57%	
	市民1人1日当たり	1,420グラム	711グラム	625グラム	2019年度比△12% 2000年度比△56%	
	内訳	家庭	33万トン	19.0万トン	16.3万トン	2019年度比△14% 2000年度比△51%
		市民1人1日当たり	615グラム	354グラム	310グラム	2019年度比△12% 2000年度比△50%
		事業	43万トン	19.2万トン	16.7万トン	2019年度比△13% 2000年度比△61%
市民1人1日当たり		805グラム	357グラム	315グラム	2019年度比△12% 2000年度比△61%	

図1-1 ごみ量に関する目標



※ 生ごみ等のバイオガス化に伴い、ごみの水分が排水に移行することや四捨五入の関係により、市資源化量・焼却量・直接埋立量の合計と市受入量とで一致しない箇所があります。

(2) 2Rに関する目標

[3] レジ袋使用量（家庭）

市の処理施設が受け入れる家庭ごみ中のレジ袋の量。市民・事業者の皆様のレジ袋の発生抑制の取組の効果を把握する指標です。

- ピーク時（2000年度）から約90%削減（市民1人当たり年間使用量（枚数）340枚→35枚）することを目指して設定します。

目標指標		平成12(2000)年度	令和元(2019)年度	令和12(2030)年度目標	
[3]	レジ袋使用量（家庭）	5,200トン	2,500トン	400トン	2019年度比△84% 2000年度比△92%
	市民1人当たり	340枚	220枚	35枚	2019年度比△84% 2000年度比△90%

[4] ペットボトル排出量（家庭）

市の処理施設が受け入れる家庭ごみ中の飲料用ペットボトルの量。市民・事業者の皆様のペットボトルの発生抑制や自主的な分別・リサイクル（店頭回収等）の取組の効果を把握する指標です。

- ピーク時（2000年度）から半減（市民1人当たり年間排出量（本数）90本→45本）することを目指して設定します。

目標指標		平成12(2000)年度	令和元(2019)年度	令和12(2030)年度目標	
[4]	ペットボトル排出量（家庭）	3,600トン	3,400トン	1,600トン	2019年度比△53% 2000年度比△56%
	市民1人当たり	90本	90本	45本	2019年度比△50% 2000年度比△50%

[5] 【参考指標】 使い捨てプラスチック排出量

市の処理施設が受け入れる使い捨てプラスチック（容器・包装材，使い捨て商品）の量。市民・事業者の皆様の使い捨てプラスチックごみの発生抑制や自主的な分別・リサイクル（店頭回収等）の取組の効果を把握する指標です。

- 削減対象となる使い捨てプラスチックの定義，実態調査の手法等の検討を行いつつ，当面は目標を設定せずにモニタリングし，本計画の中間見直し時に数値目標の設定を検討します。
- 本指標では，事業ごみを含めており，内訳として，事業ごみ中のレジ袋排出量及びペットボトル排出量を把握し，モニタリングします。
- 国のプラスチック資源循環戦略の目標「2030年までに，ワンウェイのプラスチック（容器包装等）を25%排出抑制（基準年は未設定）」を比較対象とします。

[6] 食品ロス排出量

市の処理施設が受け入れる食品ロスの量。市民・事業者の皆様の食品ロスの発生抑制や自主的な分別・リサイクル（家庭での堆肥化や民間リサイクル等）などの取組の効果を把握する指標です。

- 家庭系・事業系*とともに国の目標（2000年度比△50%）を上回るよう設定します。

※ 国の事業系の食品ロス排出量は、本来食べられる食べ物のうち、産業廃棄物や民間でリサイクルされているものも含まれており、本市の食品ロス排出量とは定義が異なるため、国と単純に比較することはできません。

目標指標		平成 12(2000)年度	令和元(2019)年度	令和 12(2030)年度目標		
[6]	食品ロス排出量	9.6 万トン	6.1 万トン	4.6 万トン	2019 年度比△25% 2000 年度比△52%	
	市民1人1日当たり	179 グラム	114 グラム	87 グラム	2019 年度比△12% 2000 年度比△56%	
	内訳	家庭	4.0 万トン	2.5 万トン	2.0 万トン	2019 年度比△20% 2000 年度比△50%
		市民1人1日当たり	75 グラム	47 グラム	38 グラム	2019 年度比△19% 2000 年度比△49%
		事業	5.6 万トン	3.6 万トン	2.6 万トン	2019 年度比△28% 2000 年度比△54%
市民1人1日当たり		104 グラム	67 グラム	49 グラム	2019 年度比△27% 2000 年度比△53%	

(3) リニューアルに関する目標

[7] 【参考指標】バイオプラスチック製容器包装排出割合

家庭ごみで排出されるプラスチック製容器包装に占めるバイオプラスチック素材の容器包装の割合。再生可能資源であるバイオプラスチック製容器包装を、事業者の皆様が製造・使用し、市民の皆様が選択・使用する取組の効果を把握する指標です。

- 過去の実績値（推計値）が存在しないため、現時点では数値目標を設定せずにモニタリングし、計画の中間見直し時に数値目標の設定を改めて検討します。
- 国のプラスチック資源循環戦略の目標「2030年までに、バイオマスプラスチックを約200万トン導入」を比較対象とします。

(4) 分別・リサイクル（エネルギー創出を含む）及び適正処理に係る指標

[8] プラスチックごみ分別実施率（家庭）

家庭ごみの分別対象のプラスチックごみ量に占めるリサイクル量の割合（市受入れ以外の店頭回収等の推計量を含める）です。現状の分別対象は、ペットボトルとプラスチック製容器包装ですが、製品プラスチックの回収が開始された場合、製品プラスチックも含めます。市民の皆様による分別・リサイクル、事業者の皆様による店頭回収等の取組の効果を把握する指標です。

- 国の目標（「プラスチック製容器包装のリユース又はリサイクル率」60%）と同等以上になるよう設定します。

目標指標	平成 12(2000)年度	平成 30(2018)年度	令和 12(2030)年度目標	
[8] プラスチックごみ分別実施率（家庭）	—	47%	60%	2019年度比今後更新予定

[9] 食品廃棄物リサイクル率（事業）

事業ごみ中の食品廃棄物量に占めるリサイクル量の割合。事業者の皆様の食品ロスの発生抑制や自主的な分別・リサイクルなどの取組の効果を把握する指標です。

- 国の目標（2024年度までに2017年度比で+12ポイント）※を参考に設定します。

※ 2024年度までに、再生利用等実施率を2017年度比で食品卸売業+3ポイント、食品小売業+4ポイント、外食産業+18ポイントとする目標を掲げており、これら3業種合計では+12ポイント程度となります。

目標指標	平成 12(2000)年度	令和元(2019)年度	令和 12(2030)年度目標	
[9] 食品廃棄物リサイクル率（事業）	—	19%	36%	2019年度比+17ポイント

[10] 再生利用率

ごみがリサイクルされている割合（民間リサイクルやバイオガス化を含む）。市民・事業者の皆様の2R及び分別・リサイクルや市の資源化（バイオガス化等）の取組の効果を把握する指標です。

- 国の目標（2025年度28%（2017年度比+8ポイント））を上回るよう設定します。

目標指標	平成 12(2000)年度	平成 30(2018)年度	令和 12(2030)年度目標	
[10] 再生利用率	—	30%	39%	2019年度比今後更新予定

[11] 最終処分量

市が最終処分（埋め立て）するごみの量。本市唯一の最終処分場である東部山間埋立処分地をできる限り長く活用するため、市民・事業者の皆様の2R及び分別・リサイクルや市の資源化（バイオガス化等）の効果を把握する指標です。

- [2]「ごみ焼却量」の目標を達成した場合の数値（焼却量に残灰率を乗じて算出）です。

目標指標	平成 12(2000)年度	令和元(2019)年度	令和 12(2030)年度目標	
[11] 市最終処分量	16.5万トン	5.1万トン	4.4万トン	2019年度比△14%

(5) 脱炭素に関する目標

[12] 廃棄物処理に伴う温室効果ガス排出量

市の廃棄物処理に伴って発生する温室効果ガスの量です。脱炭素社会の構築を目指すため、市民・事業者の皆様のプラスチックごみ等の発生抑制や分別・リサイクル、市の施設・車両等のエネルギー消費の効率化を把握する指標です。

- [3]「レジ袋使用量（家庭）」、[4]「ペットボトル排出量（家庭）」及び[8]「プラスチックごみ分別実施率（家庭）」の目標の達成に加え、[5]「使い捨てプラスチック排出量」の削減も見込んで設定します。
- 国の目標（国全体の温室効果ガス排出量（廃棄物部門由来に限らない。）2013 年度比 $\Delta 26\%$ ）を上回るよう設定します。
- 前計画の指標では、ごみ発電等のエネルギー回収による温室効果ガス削減量を排出量から差し引いていましたが（売電した分だけ、売電先で電力由来の温室効果ガス排出量が排出されずに済み、その分を削減したとみなすもの）、その算定に用いる電力のCO₂排出係数（電力会社が電力を作り出す際にどれだけの二酸化炭素を排出したかを押し測る指標）は、今後、再生可能エネルギーへの転換等により、低下（改善）が見込まれ、それにより、売電による温室効果ガス削減量も減少していくことになるため、前計画の指標のままでは、市民・事業者の皆様の取組の効果が見えにくくなります。そのため、本計画の指標では差し引かないこととします。

目標指標		平成 12(2000)年度	平成 25(2013)年度	令和 12(2030)年度目標	
[12]	廃棄物処理に伴う温室効果ガス排出量	28 万トン CO ₂	16.1 万トン CO ₂	11.3 万トン CO ₂	2013 年度比 $\Delta 30\%$

コラム 地球温暖化対策

本市は、市域全体の温室効果ガス排出量を、2030 年度までに 2013 年度（792 万トン-CO₂）比で 40%以上削減することを目標に掲げています。

市域全体の温室効果ガス排出量は、「電気」、「都市ガス」、「燃料油等」のエネルギーの使用によるものが 8 割以上を占めており、2012 年度がピーク（800 万トン-CO₂）です。一方、廃棄物処理に伴う温室効果ガス排出量は、大半が、エネルギーの使用ではなくプラスチックごみの焼却によるものであるため、2000 年度がピークであり、既に 2013 年度までに 40%以上削減しています。しかしながら、今後、更に、プラスチックごみの発生抑制や分別・リサイクル、リニューアブル等に取り組むことで、廃棄物処理に伴う温室効果ガス排出量を更に 30%削減し、市域全体の温室効果ガス排出量の目標の達成に貢献します。

4 ごみ処理施設の整備・運営

4.1 基本的な考え方

2R及び分別・リサイクルを徹底した上で、それでも残ったごみは、ごみ発電とバイオガス化を併用することなどによるエネルギー回収の最大化と温室効果ガス排出量の削減、最終処分量の最小化といった、資源・エネルギーの有効利用と環境負荷の低減を図りながら、安心・安全に適正処理します。

4.2 本市のごみ処理施設におけるごみの処理

缶、びん、ペットボトル、プラスチック製容器包装、使用済てんぷら油等の本市が受け入れる資源ごみは、様々なリサイクル施設での効果的な再資源化を進めています（p5 図2参照）。

また、市内3箇所のクリーンセンターでは、資源化できない燃やすごみ等を焼却により衛生的に処理するとともに、ごみ発電によるエネルギー回収を行った後、焼却灰を東部山間埋立処分地及び大阪湾広域臨海環境整備センターに搬送し、埋立による最終処分を行っています。

なお、大阪湾広域臨海環境整備センターの処分場（フェニックス処分場）は、令和14（2032）年度に受入れが終了する予定であることから、次期処分場の建設に向けて、本市としても、事業主体である大阪湾広域臨海環境整備センターとともに、国に対して財政支援を求めています。

4.3 ごみ処理施設の整備・運営計画

（1）クリーンセンター（焼却施設）の3工場体制を維持

ピーク時に5工場あったクリーンセンターを、ごみの減量により3工場まで減らし、ごみ処理コストの大幅な削減を図ることができました。

今後とも、点検・大規模改修時、災害時等にも適切に対応できるよう、3工場体制を維持していきます。

（2）東部山間埋立処分地の延命

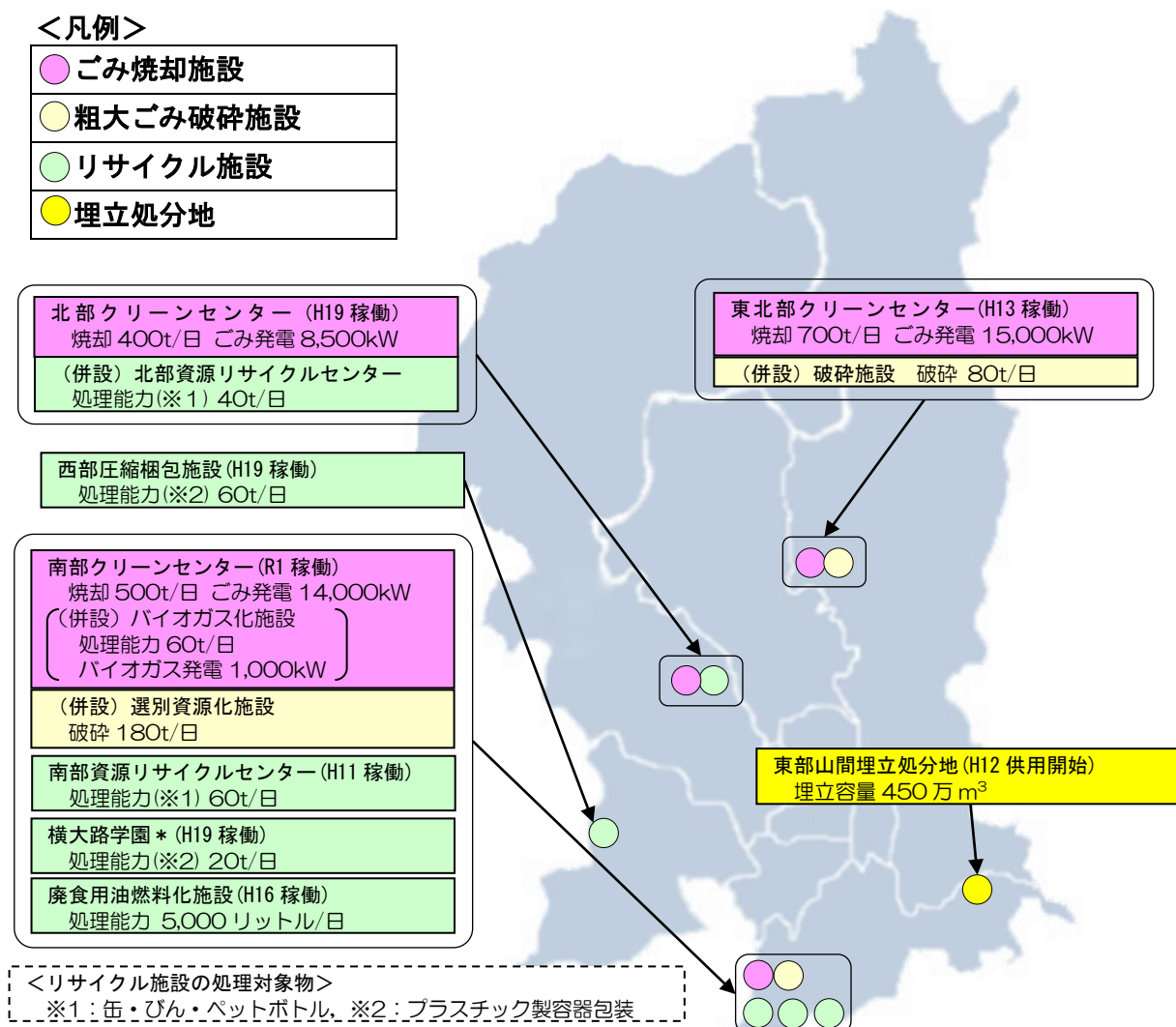
現時点で、東部山間埋立処分地の残余年数は約50年と見込まれますが、少しでも長く大事に活用していくために、2R及び分別・リサイクルの促進のほか、東部山間埋立処分地の延命策の検討・実施が必要です。

そのため、焼却灰のリサイクルや焼却灰からの鉄分回収等の埋立処分地の延命策について、地域等との連携を図りながら、効果やコストだけでなく環境負荷の観点等を含めて、時期に適した取組を検討・実施していきます。

(3) 施設整備計画

- [1] 東北部クリーンセンター大規模改修工事
令和2(2020)年度から実施している大規模改修工事を令和3(2021)年度にかけて実施します。
- [2] 北部クリーンセンター大規模改修工事
焼却プラントの耐用年限である20年目(令和8(2026)年度)を目途に、大規模改修工事の実施に向けた取組を進めます。
- [3] 資源物ストックヤード
今後のリサイクルの拡充に合わせて、ストックヤードの整備を検討します。
- [4] 製品プラスチックの回収への対応
製品プラスチックの回収の検討に合わせて、西部圧縮梱包施設、横大路学園及び積替所の改廃等を検討します。
- [5] 廃食用油燃料化施設
B100(100%の濃度のバイオディーゼル燃料)を使用できるごみ収集車両の最終更新時期(令和6(2024)年度)を目途に、施設のあり方を検討します。

図12 本市のごみ処理施設



5 食品ロス削減推進計画

5.1 背景

(1) 食品ロス削減推進計画とは

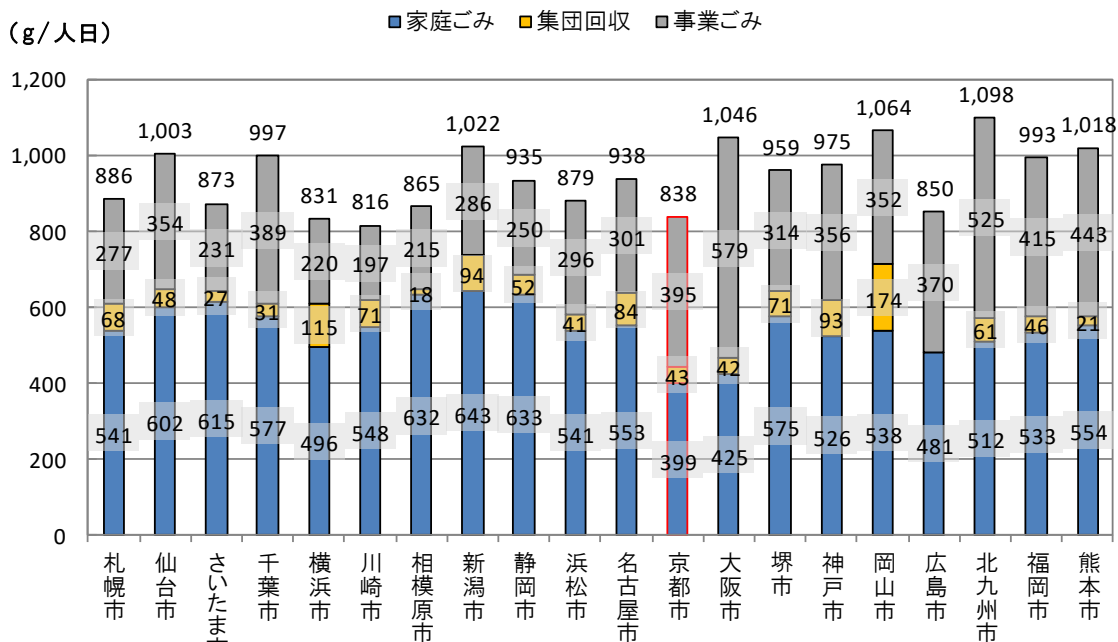
食品ロスの削減を国全体で推進するため、令和元（2019）年10月に「食品ロスの削減の推進に関する法律」が施行され、同法において、市町村は、地域の特性に応じた食品ロス削減の施策を策定し、推進していくために、食品ロスの削減の推進に関する計画「食品ロス削減推進計画」の策定に努めることとされています。

(2) 本市の特性

本市は、平安京への遷都以降だけを取りあげても、1,200年以上にわたる歴史を有し、先人から受け継いできた、自然との共生を大切にし、「いただきます」、「ごちそうさま」といった、自然や命、食に関わるすべてへの感謝、また、食材を無駄なく大切に使う、「もったいない」、「しまつの心」といった、生活文化、食文化が息づく歴史・文化都市です。また、これらの歴史や伝統・食文化等を求め、全国・海外から、観光客や修学旅行生が訪れる観光都市であるとともに、数多くの大学・短期大学が集積し、14万人を超える学生が集う大学のまち・学生のまちです。

このような都市特性を有する本市は、他の都市と比べて、宿泊・飲食サービス業と教育業が特に盛んであり、これらの市内総生産の産業構成比がそれぞれ全国平均の約1.5倍と高くなっています。こうしたことから、市民1人1日当たりのごみ量は政令市最少ですが、事業ごみの割合は全国と比べて多くなっています。

図13 市民1日1人当たりのごみ量の比較



出典) 平成30年度環境省「一般廃棄物処理事業実態調査」

5.2 食品ロスの排出状況

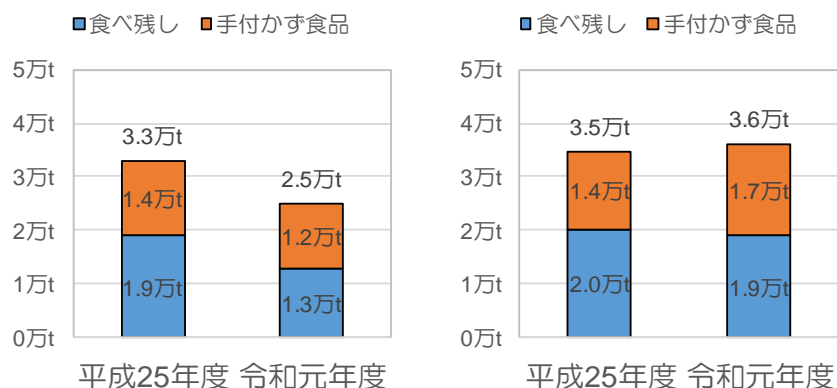
(1) 食品ロス排出量

本市では昭和 55（1980）年から毎年度、京都大学と連携したごみの細組成調査を実施しています。

令和元（2019）年度の調査結果では、食品ロスや調理くず等の生ごみが、燃やすごみ中に 7.0 万トン（38%）、業者収集ごみ中に 7.3 万トン（44%）含まれており、そのうち、食品ロスは、燃やすごみに 2.5 万トン、業者収集ごみに 3.6 万トン、合計 6.1 万トンが排出されていると推計しています（p8 図4、図5参照）が、ピーク時（平成 12（2000）年度）の 9.6 万トンからは約 40%減量しています。

また、近年の推移では、平成 25（2013）年度から令和元（2019）年度で、燃やすごみ中の食品ロスは 3.3 万トンから 2.5 万トンへと 8 千トン減量している一方、業者収集ごみ中の食品ロスは 3.5 万トンから 3.6 万トンへと 1 千トン微増しています。業者収集ごみ中の食品ロスが微増した理由は、宿泊客の増加等による観光消費の活発化や宿泊施設の増加等が一因と考えられます。

図 1 4 本市の近年の食品ロス排出量の推移（左図：家庭、右図：事業）



※ 食品ロスとは、本来食べられるにもかかわらず捨てられてしまう食べ物のことです。

本市では、クリーンセンター（清掃工場）が受け入れるごみのうち、調理くずやペットフード等以外の可食品（賞味・消費期限切れを含む）で、原形を 1/2 以上保持しているものを「手付かず食品」、それ以外のものを「食べ残し」とし、食品ロスと定義しています。

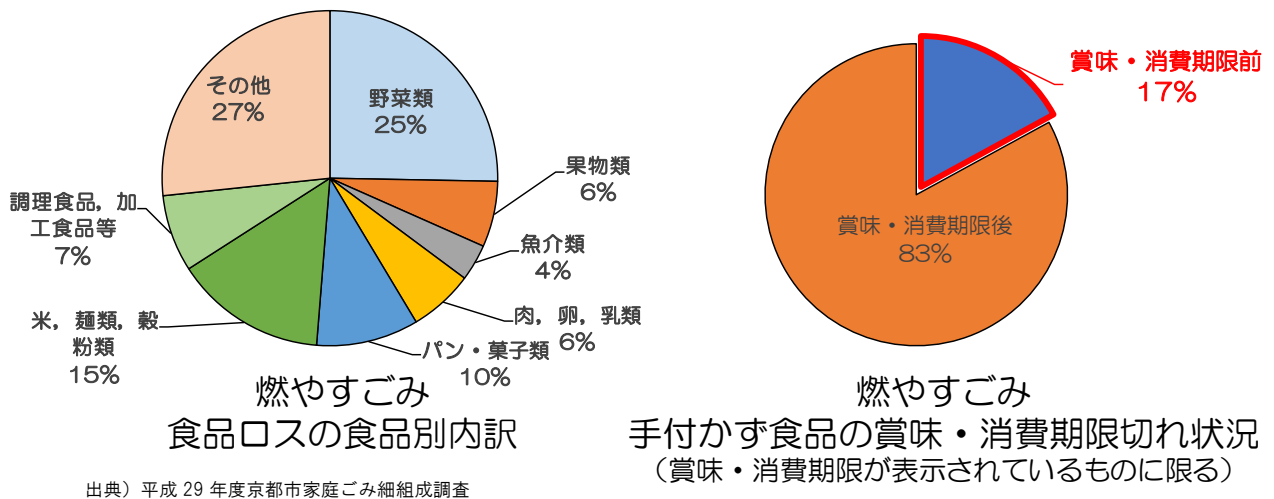
なお、野菜や果物の皮を厚くむきすぎたり、取り除きすぎた「過剰除去」も食品ロスに含める場合がありますが、「過剰」の判断が困難なため、本市では、「過剰除去」は調理くずとし、「食品ロス」に含めておりません。

(2) 家庭（燃やすごみ）から排出される食品ロスの内訳

燃やすごみ中の食品ロスは、平成 29（2017）年度の調査結果では、野菜類や果物類が約 3 割、米や麺類等が約 1.5 割、パン・菓子類が約 1 割、肉類や魚介類等が約 1 割、を占めており、これらは、家庭で食べ残されたり、手を付けられることなくそのまま廃棄されたりしています。また、手付かず食品のうち、賞味・消費期限が表示されている

ものについては、その約2割が賞味・消費期限前に廃棄されています（図15参照）。
 なお、この廃棄されている食品ロスの費用は、1世帯（4人家族を想定）あたり年間約6.1万円であり、本市の燃やすごみの処理費用も合わせると、約6.5万円もの無駄が発生しています。

図15 家庭から排出される食品ロスの内訳（平成29（2017）年度）



（3）事業所等（業者収集ごみ）から排出される食品ロスの内訳

業者収集ごみ中の食品ロスは、小売業が約2割、飲食業が約3割、宿泊業が約1割であり、これらの業種で約6割を占めています（平成30（2018）年度）。これらの食品ロスは、小売店で売れ残ったり、飲食店や宿泊施設等で食べ残されたりして廃棄されています。

5.3 食品ロスの主な発生要因

（1）家庭で発生する食品ロス

家庭で発生する主な食品ロスは、作りすぎや好き嫌いなどが原因で食べ残されたもの（食べ残し）や、冷蔵庫や食品庫に入れたまま賞味・消費期限が切れるなどして、食卓に上らずに廃棄されたもの（手付かず食品）です。

冷蔵庫や食品庫の中をこまめにチェックするとともに、食べ切れる量をあらかじめ見極め、それに見合った量の買物や調理を心がけることが必要です。また、賞味期限と消費期限の違いや事業者の事情を理解したうえで、購入後すぐに食べるものは、賞味・消費期限の迫った商品を優先的に選んで購入いただくことも有効です。加えて、不要ないただき物等の食品は、必要とされている方々に早めに寄付するといった手段もあります。

なお、本市では「食品ロス」に含めていませんが、野菜や果物の皮を厚くむきすぎたり、取り除きすぎたりする「過剰除去」を減らす取組も大切です。

(2) 事業所等で発生する食品ロス

本市の事業所等から発生する食品ロスは、前述のとおり、業種別では主に、小売業と飲食業、宿泊業から排出されています。

小売業者は、製造業者や卸売業者から商品を仕入れ、期限を設定したうえで商品进行販売していますが、その販売期限が切れた売れ残り商品が廃棄され、食品ロスとなっています。また、季節商品（恵方巻き等）の売れ残りや定番商品の入れ替えの際に店頭から引き揚げる商品等が食品ロスとなっているほか、店内で調理加工販売を行う場合には、加工工程で規格外品や欠品対策の余剰品等が食品ロスとなっています。

また、製造業者や卸売業者から商品の仕入れを行う過程でも食品ロスが排出されています。この過程には、1/3 ルールといわれる商慣習（図16参照）が存在している場合があります。食品の製造日から賞味・消費期限までの期間の1/3の期間までに納品されなかった商品が廃棄され、食品ロスとなっている場合があります。

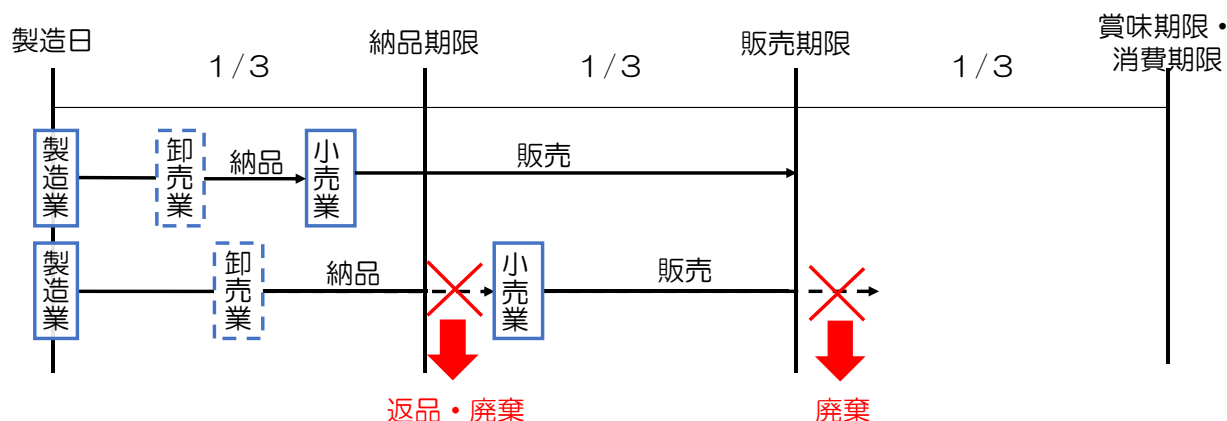
製造業者では、このほか、設備トラブル等で商品にならなかった規格外品や、欠品対策のための余剰製造分等が食品ロスとなっています。なお、製造した商品をその場で販売する製造小売業（菓子屋・パン屋等）を除き、製造業者の製造工程で発生した食品ロスは、本市が受け入れている一般廃棄物ではなく、産業廃棄物として排出されています。

また、卸売業者では、仕入から納品までの輸送過程で破損品が出た場合や、製造業者から大量に購入した商品を小売店に小分けして納品する際に端数が在庫として残った場合等に食品ロスとなっています。

飲食業や宿泊業では、食材仕入れから商品提供に至る過程において、賞味・消費期限が切れた余り食材のほか、調理段階での仕込みすぎやお客様の食べ残し等が食品ロスとなっています。

これら事業所等で発生する食品ロスを削減するうえでは、需要に見合った量の製造や仕入れや仕込み、納品・販売期限の延長等による商慣習の見直し、お客様が食べ切れる商品・メニューの販売・提供等の取組が重要です。

図16 食品流通における商慣習（1/3ルール）



5.4 食品ロス削減の推進体制

環境教育や食育，食品衛生，流通，消費生活など，全庁横断的に連携して食品ロス削減を強力に推進するため，関係部局の京都市職員で構成される「食品ロス削減推進会議」での庁内連携はもとより，消費者（市民），食品関連事業者，フードバンク活動団体等との対話・連携をしつつ，京都市廃棄物減量等推進審議会からも意見をいただきながら，取組の強化を図ります。

5.5 推進する施策

国の「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」では，国が取り組む基本的施策（下の（１）～（６））を定めており，地方公共団体は，この基本的施策を踏まえ，地域の特性に応じた取組を推進することとされています。そのため，この基本的施策に，本市独自の「生ごみ等の有効利用の推進」を加えたうえで，これらの項目に沿って，本市が推進する施策を以下にまとめています。（**家**は家庭ごみ対策，**事**は事業ごみ対策）

なお，このうち，今後重点的に取り組む施策は p16 重点施策②（全国をリードする「食品ロス削減のまち」の実現）にも掲載しています。

【国の基本的施策】

- | | |
|--------------------|------------------------|
| （１）教育及び学習の振興，普及啓発等 | （２）食品関連事業者等の取組に対する支援 |
| （３）表彰 | （４）実態調査及び調査・研究の推進 |
| （５）情報の収集及び提供 | （６）未利用食品を提供するための活動の支援等 |

【本市が独自に加えた基本的施策】

- （７）生ごみ等の有効利用の推進

表 4 施策一覧

施策	
（１）教育及び学習の振興，普及啓発等	
[1] ごみ半減をめざす「しまつのこころ条例」	家・事
[2] 2R行動ガイド「しまつのこころ得」	家・事
[3] 地域学習会「しまつのこころ楽考（がっこう）」	家
[4] 生ごみ3キリ運動	家
[5] 30・10（サーティ・テン）運動	事 【重点施策②-2（一部）】
[6] 環境にやさしい「京都エコ修学旅行」	事
[7] さすてな京都	家・事
（２）食品関連事業者等の取組に対する支援	
[1] 京都市食べ残しゼロ推進店舗認定制度	事 【重点施策②-2（一部）】
[2] 商慣習の見直し「販売期限延長」の社会実験の成果を踏まえた取組拡大	事 【重点施策②-3】
[3] AI や IoT 等を活用した取組の導入支援	事 【重点施策②-4】
[4] 特定食品関連事業者に対する減量指導	事

施策
(3) 表彰
[1] 優良事業所認定制度 事
[2] 京都環境賞 家・事
(4) 実態調査及び調査・研究の推進
[1] ごみ細組成調査 家・事
[2] 市民や事業者による知恵・工夫を含めた減量の取組の効果検証と普及拡大 家・事 【重点施策②-1】
(5) 情報の収集及び提供
[1] 食品ロスゼロプロジェクトの運営 家・事
[2] 大学生・ごみ減量サポーターのSNSによる発信 家・事
[3] 全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会を通じた情報の収集・発信 家・事
[4] エレンマッカーサー財団フードイニシアチブへの参画 家・事
(6) 未利用食品を提供するための活動の支援等
[1] フードバンク等活動の支援 家・事 【重点施策②-5】
[2] 「子どもの居場所づくり」に関する助成制度 家・事
[3] 本市関連の未利用食品の有効活用 家・事
(7) 生ごみの有効利用の推進
[1] 南部クリーンセンターバイオガス化施設の整備 家・事
[2] 生ごみコミュニティ堆肥化事業 家
[3] 生ごみ・落ち葉の堆肥化等の活動支援 家
[4] 学校給食生ごみのリサイクル 事
[5] 社会福祉施設等に対する生ごみ・落ち葉処理機購入助成金制度 事

(1) 教育及び学習の振興、普及啓発等

[1] ごみ半減をめざす「しまつのこころ条例」 家・事

ごみ半減をめざす「しまつのこころ条例」では、「食」をはじめ、ごみ減量について重点的に取り組む6つの分野における、特に重要な29の取組について、小売業者・飲食業者等の関係事業者や市民の皆様への義務（実施義務・努力義務）を定めています。また、これらの取組について、一定規模以上の関係事業者から、毎年6月末までに当該年度の実施計画と前年度の実施状況を報告いただいています。引き続き、条例の浸透を推進し、市民・事業者の皆様の食品ロス削減の取組を促進します。

＜「しまつのこころ条例」の食品ロス削減関係の義務規定の例＞

- 飲食業：食べ残さない食事を促進するためのPR【実施義務】
- 飲食業：食べ切れなかった料理の持帰りを希望される方への対応【努力義務】
- 小売業：食料品の見切り販売【努力義務】
- 市民：食べ残さない食事の実践【努力義務】

[2] 2R行動ガイド「しまつのこころ得」**家・事**

市民や観光客の皆様に2R等に取り組んでいただくため、暮らし、宴会、観光の行動場面別にごみ減量の実践内容を分かりやすく取りまとめた2R行動ガイド「しまつのこころ得」を制作しています。例えば、暮の巻において、買物時や調理時における食品ロス削減の取組を紹介するほか、宴の巻においては、30・10（サーティ・テン）運動等の取組を紹介しています。また、外国人観光客向けとして3編合同の外国語版（英語、中国語、ハングル）も制作しています。これらを、地域学習会「しまつのこころ楽考（がっこう）」（[3]参照）等の市民啓発の場で活用するほか、スマートフォンサイト・本市HPでの情報発信や宿泊施設への配布を実施するなど、国内の観光客はもちろん、文化や慣習の異なる外国人観光客に対しても効果的な啓発に取り組みます。

図17 2R行動ガイド「しまつのこころ得」（左から暮、宴、旅、3編合同外国語版）



[3] 地域学習会「しまつのこころ楽考（がっこう）」**家**

各区・支所内のエコまちステーションの職員が中心となって地域団体等に積極的に呼び掛け、「ごみ減量について楽しく考えよう」をコンセプトとした地域学習会「しまつのこころ楽考（がっこう）」を開催しています。本市職員による食品ロス削減啓発オリジナルカードゲームも活用した学習会のほか、外部講師による食材の使い切りクッキング講座、小学生を主なターゲットにした紙芝居の実演等を通じ、市民の皆様に繰り返し食品ロスの削減をはじめとしたごみ減量への理解と実践を呼び掛けていきます。

[4] 生ごみ3キリ運動 **家**

食材を使い切る「使いキリ」、食べ残しをしない「食べキリ」、ごみとして出す前の「水キリ」の「生ごみ3キリ運動」の定着に向けた啓発運動を展開し、スーパー、商店街、コンビニ、百貨店等でキャンペーンを実施するほか、HP（食品ロスゼロプロジェクト（(5) [1]参照））上で生ごみ3キリアニメや生ごみ3キリソングを配信するなどの啓発を実施していきます。

[5] 30・10（サーティ・テン）運動 **事** 【重点施策②-2（一部）】

宴会等での食べ残しを減らすため、宴会開始後 30 分と終了前 10 分間は自分の席に戻って料理を楽しみ、食べ残しを減らす、30・10（サーティ・テン）運動について、平成 28（2016）年度と 29（2017）年度に効果検証調査を行った結果、食べ残しが約 5 分の 1 になることが確認されました。

この結果を踏まえ、街頭や居酒屋店内における啓発キャンペーンのほか、グルメサイトや宴会特集のフリーペーパーへの広告掲載を実施するなど、事業者と連携した市民・観光客への普及啓発を実施していきます。

[6] 環境にやさしい「京都エコ修学旅行」 **事**

修学旅行生は、環境教育の効果が高く、学校を通じた団体での取組が見込めるという点に着目し、本市を訪れる市外小中学校等のうち、環境にやさしいエコな取組を行う宣言校に対して、出された食事をできるだけ食べ切るなど、環境にやさしい観光、修学旅行を実践していただいています。

また、令和 2（2020）年度から京都市内の小・中学校等（総合支援学校を含む。）を対象にした「京都エコ修学旅行（市内学校版）」を開始しており、修学旅行で行ったエコな取組を日常生活に根付かせることで、本市の食品ロスをはじめとするごみ減量につなげていきます。

<宣言していただく取組>

- 歯ブラシを持参し宿泊施設の歯ブラシを使わないこと
- エコバッグやマイボトル（水筒）を携帯すること
- 出された食事をできるだけ食べ切り、食べ残しを出さないこと
- お土産用の小袋の辞退や簡易包装の商品の購入すること（市内学校版）

[7] さすてな京都 **家・事**

南部クリーンセンターに整備した環境学習施設「さすてな京都」（令和元（2019）年 10 月オープン）で、食品ロスをはじめとするごみ減量のほか、生物多様性や再生可能エネルギーなど幅広い分野を対象として、ライフステージに応じた学習プログラムを提供します。

（2）食品関連事業者等の取組に対する支援

[1] 京都市食べ残しゼロ推進店舗認定制度 **事** 【重点施策②-2（一部）】

飲食店舗・宿泊施設と食品小売店舗における食品ロスや生ごみの減量につながる取組をそれぞれ 8 項目設定し、このうち 2 項目以上の取組を実践する店舗等を、本市が「食べ残しゼロ推進店舗（飲食店・宿泊施設版、食品小売店版）」として認定しています。この店舗に認定ステッカーを、食べ残しを持ち帰ることが可能な店舗については、持ち

帰りが可能であることをPRするステッカーを更に配布し、掲示していただくとともに、本市のHP上に店舗情報（店舗名、住所、ジャンル、取組内容等）を検索可能な形式で掲載するなど、市民の認知度を高めています。

引き続き、認定店舗の拡大を図るとともに、今後、食品ロス削減の優良事例等を積極的に情報共有し、導入を支援します。

図18 京都市食べ残しゼロ推進店舗のステッカー（左：飲食店・宿泊施設版、右：食品小売店版）



[2] 商慣習の見直し「販売期限延長」の社会実験の成果を踏まえた取組拡大 **事** 【重点施策②-3】

平成29（2017）年度及び平成30（2018）年度に、食品スーパーにおいて販売期限を延長した際の影響（売上、食品ロス排出量、顧客の購買行動の変化等）を社会実験により明らかにし、全市展開に向けた課題を洗い出しました。平成30（2018）年度の調査結果では、販売期限の延長により、対象品目の廃棄数量が減少し、約32%の廃棄抑制効果（昨年同期比）が確認できました（売上へのマイナス影響なし）。この社会実験の結果を踏まえ、食品ロス削減月間（10月）には、本市内の食品スーパー・百貨店・ドラッグストア・コンビニストアの事業者の御協力のもと、賞味・消費期限直前までの販売及びポスター等による来店者への食品ロス削減の啓発を実施しており、今後も取組を拡大していきます。

[3] AIやIoT等を活用した取組の導入支援 **事** 【重点施策②-4】

食品の需要予測や未利用食品のシェアリング、食品の在庫や消費期限の管理等、AIやIoT等の新技術を活用した食品ロス削減に効果的な取組事例が近年増加しています。これらの新技術の提供者と連携した周知啓発や利用者とのマッチング等を通じ、取組の浸透を図ります。

[4] 特定食品関連事業者に対する減量指導 **事**

ごみの排出量が相当程度多い食品関連事業者（食料品の小売店、飲食店、ホテル・旅館など）のうち、本社・チェーン店舗等の延床面積の合計が3,000㎡以上である事業者（特定食品関連事業者）に対し、ごみの減量義務を課すとともに、毎年度の減量計画書の提出を義務付けています。本社及び各店舗等を訪問し、減量計画書との整合等を確認する調査や分別指導を行い、今後ごみ減量・リサイクルの取組の促進を図ります。

(3) 表彰

[1] 優良事業所認定制度 **事**

優良事業所を認定し、本市広報やホームページ等で紹介することにより、事業者の活動意欲を増進するとともに、更なるごみ減量に向けた機運の醸成を図ります。

ア 2R及び分別・リサイクル活動優良事業所認定制度

事業ごみの減量や再資源化の活動を積極的に実践されている大規模事業所を優良事業所に認定する制度を平成 24（2012）年度に創設しました。

イ 2R特別優良事業所認定制度

独自性がある、先進的であるなど、特に優れたリデュース・リユースの取組を行う事業所を認定する「2R特別優良事業所認定制度」を平成 29（2017）年度に創設しました。

[2] 京都環境賞 **家・事**

市民や事業者の皆様のご環境に関する関心を高め、様々な実践活動の更なる推進を図ることを目的として、平成 15（2003）年度に「京都環境賞」を創設しています。地球温暖化の防止や循環型社会の形成、生物多様性の保全等の環境保全に貢献する活動を実践されている皆様に顕彰します。

(4) 実態調査及び調査・研究の推進

[1] ごみ細組成調査 **家・事**

本市が定期収集している家庭ごみについて、ごみの排出前の使用用途にまでさかのぼって細分類する「家庭ごみ細組成調査」を実施しています。また、業者収集ごみの詳細な組成調査を実施しています。これらにより、食品ロスの排出量や組成実態を把握するとともに、組成の変化要因を分析し、発生抑制やリサイクル等の取組の効果の検証や新たな取組の検討に活用していきます。

図 19 「68世帯3日分」の燃やすごみから出てきた手付かず食品（平成 30(2018)年度調査）



- [2] 市民や事業者による知恵・工夫を含めた減量の取組の効果検証と普及拡大 **家・事** 【重点施策②-1】
市民・事業者等の皆様に提案してきた行動場面別のごみ減量策を引き続き普及拡大していくとともに、新たなごみ減量策について、市民・事業者と連携した実証実験等を行い、それらの成果を踏まえた提案・普及拡大に取り組みます。
また、食品ロスの排出実態や発生メカニズムの探求等、食品ロス削減のための基礎となる調査・研究を実施します。

(5) 情報の収集及び提供

- [1] 食品ロスゼロプロジェクトの運営 **家・事**
市民・事業者の皆様に実施していただきたい食品ロス削減の取組内容、食べ残しゼロ推進店舗の情報、食品ロスに関する調査データなど、食品ロス削減に関する様々な情報をまとめた特設サイトを開設しており、情報発信を行っていきます。

- [2] 大学生・ごみ減量サポーターの SNS による発信 **家・事**
大学生が SNS を活用し、自らが実践した日常生活における2Rや分別の取組内容を広く発信する「大学生・ごみ減量サポーター事業」では、情報発信の担い手である intras（イントラス）※が食品ロス、紙ごみ、使い捨てプラスチックの削減等を同世代の若者に呼び掛けることで、若年層のごみ減量行動の定着及び実践の輪づくりを推進します。

※ instructor of trash-free society（インストラクター オブトラッシュフリー ソサエティ）の略。
ごみのない社会の実現をめざして、若者を先導する存在になってほしいという願いを込めて名付けました。

- [3] 全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会を通じた情報の収集・発信 **家・事**
「おいしい食べ物を適量で残さず食べきる運動」に賛同する全国の地方公共団体が、広く全国で食べきり運動や3Rを推進し、食品ロスを削減することを目的として設立された「全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会」に参画しており、平成30（2018）年10月30日には、食品ロス削減に向けた全国的な機運の醸成を図るため、「食品ロス削減全国大会 in 京都」を開催し、市民や事業者、全国の自治体、大学関係者等の参加者一同で「持続可能な社会の実現に向けた食品ロス削減・京都アピール」を発表しました。今後も引き続き、自治体間での連携や情報共有を行います。

<京都アピールにおいて、今後進めることを宣言した内容>

- 食品ロス削減の仕組みづくり
- 住民・事業者・行政等の協働による実践
- 食品ロス削減に向けた発生メカニズムの探求とインセンティブの検討

[4] エレンマッカーサー財団※フドイニシアチブへの参画 **家・事**

国際都市・京都として、国際的連携にも積極的に取り組み、SDGsの達成に寄与するため、「エレンマッカーサー財団」が立ち上げた食品ロス削減の取組を促進するフドイニシアチブに令和2（2020）年8月から参画し、株式会社 Mizkan Holdings と連携した取組を実施しています。引き続き、国内だけでなく、海外も含めた先進的な情報の収集や共有、連携の強化を図ります。

※ 企業や政府、研究機関が連携し、サーキュラーエコノミー（資源循環型経済）への移行を加速させることを目的として設立された団体

（6）未利用食品を提供するための活動の支援等

[1] フードバンク等活動の支援 **家・事** 【重点施策②-5】

平成29（2017）年3月に「京都市フードバンク等活動支援助成制度」を創設し、フードバンク団体をはじめとした民間団体が実施する食品ロス削減に資する取組に対し、必要経費の一部を助成しています。令和2（2020）年度からは、フードバンク団体による知名度向上や新規寄付先の獲得に向けた企業訪問・情報発信等の取組にも助成を拡充しており、今後もフードバンク等活動を支援していきます。

[2] 「子どもの居場所づくり」に関する助成制度 **家・事**

子ども食堂等の「子どもの居場所づくり」に取り組む場合に、初期費用の一部を助成する「京都市子どもの居場所づくり支援事業補助金」による助成を実施しており、今後も取組を支援していきます。

[3] 本市関連の未利用食品の有効活用 **家・事**

市役所や本市関連イベント、市立学校などにおいて、未利用食品の有効活用に取り組めます。

＜取組の例＞

- 食品ロス削減月間（10月）における市役所職員向けフードドライブの実施
- 京都マラソンにおける給水・給食の残物品のフードバンク団体への寄付
- 賞味期限が近付いた公的備蓄物資（アルファ化米や飲料水等）の有効活用
- 緊急時（台風等）における学校保管の保存用物資を使用した給食の提供

（7）生ごみ等の有効利用の推進

[1] 南部クリーンセンターバイオガス化施設の整備 **家・事**

バイオガス化施設を併設する南部クリーンセンターが、令和元（2019）年10月から稼働を開始しており、生ごみ等からバイオガスを回収して、発電を行います。

[2] 生ごみコミュニティ堆肥化事業 **家**

コミュニティ単位で共同利用する堆肥化装置を設置し、地域の生ごみを堆肥化し、その堆肥を家庭で活用していただく小さな資源循環の輪の形成を図ります。

[3] 生ごみ・落ち葉の堆肥化等の活動支援 **家**

市民が電動式生ごみ処理機又は生ごみコンポスト容器を購入する際の費用の一部を助成します。また、落ち葉等の堆肥化の活動を行う町内会等の住民団体（概ね 10 世帯以上）に、活動に係る費用の一部を 3 年間助成しており、今後も活動を支援していきます。

[4] 学校給食生ごみのリサイクル **事**

学校給食では、子どもの食べ残しや調理くず等の生ごみが多く発生しているため、教育委員会と連携し、全ての市立小学校の給食の生ごみ全量を、民間のリサイクル施設で飼料化します。

[5] 社会福祉施設等に対する生ごみ・落ち葉処理機購入助成金制度 **事**

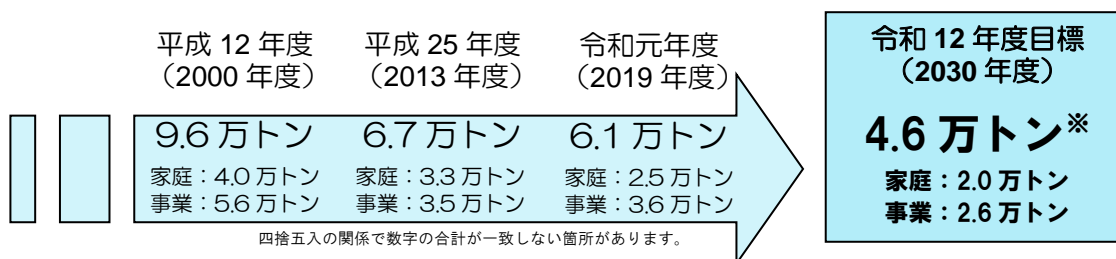
保育所・幼稚園や児童養護施設、障害児入所施設及び老人福祉施設等から排出される生ごみ及び落ち葉の減量化及び資源化を促進するとともに、幼児期・少年期における環境教育やその保護者等関係者の環境意識の向上を図るため、生ごみ・落ち葉の処理機の導入に対して助成金を交付します。

※ [1]～[5]とあわせて、食品リサイクルの促進に向け、重点施策⑦「食品廃棄物や木質ごみ等のリサイクルの促進」（p19 参照）に取り組めます。

5.6 目標【再掲】

市民・事業者皆様の食品ロスの発生抑制や自主的な分別・リサイクル（家庭での堆肥化や民間リサイクル等）などの取組の効果を把握する指標として食品ロス排出量を目標設定します。

なお、国は、SDGs を踏まえ、平成 12（2000）年度比で令和 12（2030）年度までに、家庭系・事業系ともに食品ロスを半減させるという目標を設定しているため、本市は、全国をリードする「食品ロス削減のまち」の実現に向け、この国の目標を上回る目標を設定します。（ただし、国の事業系の食品ロス排出量は、本来食べられる食べ物のうち、産業廃棄物や民間でリサイクルされているものも含まれており、本市の食品ロス排出量とは定義が異なるため、国と単純に比較することはできません。）

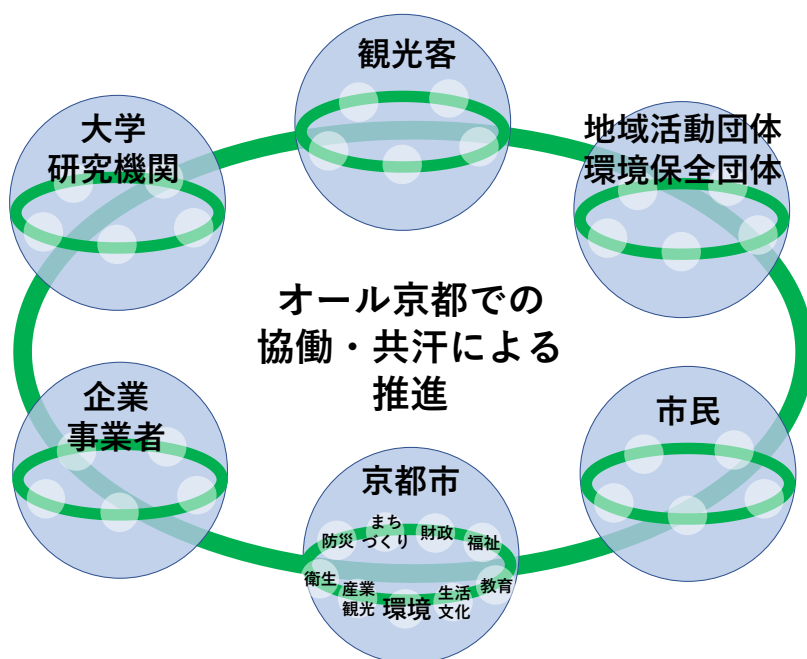


※ 目標達成のためには、市民 1 人 1 日あたり約 30g（レタス 1 枚分程度）の減量が必要です。

目標指標		平成 12(2000)年度	令和元(2019)年度	令和 12(2030)年度目標		
[6]	食品ロス排出量	9.6 万トン	6.1 万トン	4.6 万トン	2019 年度比△25% 2000 年度比△52%	
	市民 1 人 1 日当たり	179 グラム	114 グラム	87 グラム	2019 年度比△12% 2000 年度比△56%	
	内訳	家庭	4.0 万トン	2.5 万トン	2.0 万トン	2019 年度比△20% 2000 年度比△50%
		市民 1 人 1 日当たり	75 グラム	47 グラム	38 グラム	2019 年度比△19% 2000 年度比△49%
		事業	5.6 万トン	3.6 万トン	2.6 万トン	2019 年度比△28% 2000 年度比△54%
	市民 1 人 1 日当たり	104 グラム	67 グラム	49 グラム	2019 年度比△27% 2000 年度比△53%	

6 計画の推進

これまでも、京都市廃棄物減量等推進審議会の意見をいただきながら、市民・事業者の皆様等との協働により、オール京都でごみの減量に取り組んできたところですが、計画の推進に当たっては、これまで以上に市民・事業者・大学・地域活動団体、観光客等の皆様と対話・協働・共汗します。また、京都市役所庁内においても、食品ロス削減推進会議をはじめ、消費生活や産業観光、防災や福祉など行政分野を超えた連携や政策融合を図ることで、オール京都の力を最大限発揮するとともに、社会変化に柔軟に対応しながら、絶えず取組を強化・進化し続けていきます。



○ 京都市廃棄物減量等推進審議会

本市の一般廃棄物（ごみ）の減量に関する事項等を調査及び審議し、意見を述べるため、京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例に基づき設置された市長の諮問機関です。本審議会は、学識経験者、事業者、市民などの委員（巻末資料 参照）で構成されています。

計画策定経過

年月日	会議名等	内容
令和元（2019）年 9月11日	第66回 京都市廃棄物減量等推進 審議会	<諮問> ・次期京都市循環型社会基本計画について
令和元（2019）年 10月4日	第9回 循環型社会・ごみ半減を めざす条例・プラン推進部会	・次期京都市循環型社会基本計画策定の方向性
令和元（2019）年 11月11日	第10回 循環型社会・ごみ半減を めざす条例・プラン推進部会	・食品ロスの削減・循環施策 ・紙ごみ・木質ごみ等の循環施策 ・ごみ処理手数料のあり方
令和元（2019）年 12月17日	第11回 循環型社会・ごみ半減を めざす条例・プラン推進部会	・プラスチックごみの削減・循環施策 ・観光ごみ対策 ・ごみ処理体制（施設整備計画）
令和2（2020）年 1月29日	第12回 循環型社会・ごみ半減を めざす条例・プラン推進部会	・少子長寿社会の進展に伴う廃棄物対策 ・災害廃棄物処理対策 ・持続可能な循環型社会の未来像
令和2（2020）年 7月3日	第13回 循環型社会・ごみ半減を めざす条例・プラン推進部会	・新京都市循環型社会推進基本計画（仮称） 策定に向けた提言について（答申素案） ・目標設定
令和2（2020）年 8月6日	第67回 京都市廃棄物減量等推進 審議会	・新京都市循環型社会推進基本計画（仮称） 策定に向けた提言について（答申案）
令和2（2020）年 10月7日	答申	<答申> ・新京都市循環型社会推進基本計画（仮称） 策定に向けた提言について
令和2（2020）年 11月5日	第14回 循環型社会・ごみ半減を めざす条例・プラン推進部会	・新京都市循環型社会推進基本計画（案）

京都市廃棄物減量等推進審議会委員名簿（令和2年12月1日時点）

氏名		役職名
	あさり みすず 浅利 美鈴	京都大学大学院地球環境学堂 准教授
	ありち よしは 有地 淑羽	特定非営利活動法人コンシューマーズ京都（京都消団連） 副理事長
	ありもと しんいち 有元 伸一	一般社団法人 日本フランチャイズチェーン協会 環境委員会 委員長
	いとう よしひろ 伊藤 義浩	京都市小売商総連合会 顧問
	いまにし けいこ 今西 佳子	市民公募委員
	うえだ てるお 上田 照雄	京都商店連盟 副会長
	おだ ひでお 織田 英夫	京都市保健協議会連合会 副会長
	かわもと ゆうこ 川本 裕子	市民公募委員
◎	さかい しんいち 酒井 伸一	京都大学環境安全保健機構附属環境科学センター長
	さきた ゆうこ 崎田 裕子	ジャーナリスト，環境カウンセラー
	ささき まちこ 鷓鴣 真知子	日本チェーンストア協会関西支部 参与
	しもむら しづこ 下村 委津子	認定NPO法人 環境市民 副代表理事
	たむら ゆか 田村 有香	京都精華大学人文学部 教授
	とよだ まゆみ 豊田 まゆみ	京都市地域女性連合会 常任委員
	なかつ ふじお 中田 富士男	公益財団法人京都市環境保全活動推進協会ごみ減量事業運営委員会 委員長
	にしおか せいじ 西岡 誠司	京都商工会議所 産業振興部長
○	やまかわ はじめ 山川 肇	京都府立大学大学院生命環境科学研究科 教授
	やまなか ようすけ 山中 洋祐	公益社団法人京都工業会 環境委員会 委員
	やまね ひろたけ 山根 弘丈	京都環境事業協同組合 副理事長
	やまもと まさかつ 山本 正克	京都百貨店協会 事務局長

循環型社会・ごみ半減をめざす 条例・プラン推進部会員名簿（令和2年12月1日時点）

氏名		役職名
	あさり みすず 浅利 美鈴	京都大学大学院地球環境学堂 准教授
	ありち よしは 有地 淑羽	特定非営利活動法人コンシューマーズ京都（京都消団連） 副理事長
◎	さかい しんいち 酒井 伸一	京都大学環境安全保健機構附属環境科学センター長
	さきた ゆうこ 崎田 裕子	ジャーナリスト，環境カウンセラー
	ささき まちこ 鷓鴣 真知子	日本チェーンストア協会関西支部 参与
	はたの かずひろ 波多野 和浩	JX金属敦賀リサイクル株式会社 代表取締役社長
	やの しゅんや 矢野 順也	京都大学環境安全保健機構附属環境科学センター助教
	やまかわ はじめ 山川 肇	京都府立大学大学院生命環境科学研究科 教授
	やました たつひこ 山下 辰彦	株式会社京都環境保全公社 取締役
	やまね ひろたけ 山根 弘丈	京都環境事業協同組合 副理事長

◎：会長・部会長 ○：会長職務代理者